



発行 新潟県

第 26 号

平成28年4月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 401 寄付金の収納事務の委託（地域政策課）
- 402 指定代理納付者の指定（地域政策課）
- 403 指定代理納付者の指定（税務課）
- 404 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 405 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 406 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 407 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 408 農業委員会ネットワーク機構の指定（農業総務課）
- 409 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 410 家畜検査の実施（畜産課）
- 411 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 412 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 413 土地改良区の合併認可（農地計画課）
- 414 公共測量の終了通知（監理課）
- 415 公共測量の終了通知（監理課）
- 416 公共測量の終了通知（監理課）
- 417 道路の区域変更（道路管理課）
- 418 道路の供用開始（道路管理課）
- 419 道路の区域変更（道路管理課）
- 420 道路の供用開始（道路管理課）
- 421 道路の区域変更（道路管理課）
- 422 道路の供用開始（道路管理課）
- 423 道路の区域変更（道路管理課）
- 424 道路の区域変更（道路管理課）
- 425 道路の供用開始（道路管理課）
- 426 道路の区域変更（道路管理課）
- 427 道路の供用開始（道路管理課）
- 428 道路の区域変更（道路管理課）
- 429 道路の供用開始（道路管理課）
- 430 道路の区域変更（道路管理課）
- 431 道路の供用開始（道路管理課）
- 432 道路の区域変更（道路管理課）
- 433 道路の供用開始（道路管理課）
- 434 道路の区域変更（道路管理課）
- 435 道路の供用開始（道路管理課）
- 436 道路の区域変更（道路管理課）

- 437 道路の供用開始 (道路管理課)
- 438 道路の区域変更 (道路管理課)
- 439 道路の供用開始 (道路管理課)
- 440 高さ4.1メートルの車両の通行を認める道路の指定及び高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法 (道路管理課)
- 441 建築基準法による道路位置の指定 (建築住宅課)
- 442 港湾施設の変更 (港湾整備課)
- 443 公有水面埋立ての竣功認可 (港湾整備課)

公 告

- 予算の公表 (財政課)
- 調理師試験の実施 (健康対策課)
- 大規模小売店舗の新設 (商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の新設 (商業・地場産業振興課)
- 争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)
- 争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)
- 特定調達契約 (物品の購入等)に係る競争入札参加者の資格 (出納局会計検査課)
- 特定調達契約 (庁舎等管理業務の委託)に係る競争入札参加者の資格 (出納局会計検査課)

病院局告示

- 3 新潟県病院局財務規程による指定代理納付者の指定 (病院局総務課)

選挙管理委員会規程

- 3 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会)

監査委員公表

- 住民監査請求に係る監査結果公表 (監査委員事務局)

教育委員会規則

- 7 新潟県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の廃止 (義務教育課)
- 8 新潟県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の廃止 (義務教育課)
- 9 教育職員の免許状に関する規則の一部改正 (義務教育課)

労働委員会公告

- 調停申請 (労働委員会事務局総務課)

告 示

◎新潟県告示第401号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり寄付金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 委託を受けた者
京都府京都市下京区四条烏丸西入函谷鉾町101番地アーバンネット四条烏丸ビル
株式会社エフレジ
- 2 委託に係る寄付金
ふるさと新潟応援寄付金
- 3 委託期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

◎新潟県告示第402号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定した。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定代理納付者の住所及び名称

東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄付金」にかかる寄付金歳入
- 3 指定期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

◎新潟県告示第403号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定を受けた者
東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る県税の税目
新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第4条第1項第9号に規定する自動車税
- 3 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

◎新潟県告示第404号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定する形質変更時要届出区域
村上市緑町一丁目4413番1の一部、4413番2の一部、4414番の一部、4415番の一部及び4416番1の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

◎新潟県告示第405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
あおば南長岡薬局	長岡市千歳3-2-33	精神通院医療	平成28年4月1日
あきつ調剤薬局	燕市秋葉町4丁目10番14号	精神通院医療	平成28年4月1日

◎新潟県告示第406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
あおい調剤薬局	長岡市千手3-10-11	精神通院医療	平成28年4月1日

◎新潟県告示第407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
にいがた調剤薬局三条	三条市塚野目5-4-30	精神通院医療	平成28年3月1日

◎新潟県告示第408号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第31条第2項の規定により、同法第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定の例により、農業委員会ネットワーク機構を次のとおり指定した。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定した年月日
平成28年3月14日
- 2 指定を受けた者の名称及び住所
一般社団法人新潟県農業会議
新潟県新潟市中央区東中通一番町86番地
- 3 事務所の所在地
新潟県新潟市中央区東中通一番町86番地
- 4 指定の効力の発生效力年月日
平成28年4月1日
- 5 業務を開始する日
平成28年4月1日

◎新潟県告示第409号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、村上市に係る村上農業振興地域（平成26年新潟県告示第24号）、胎内市に係る胎内農業振興地域（平成26年新潟県告示第1542号）及び田上町に係る田上農業振興地域（昭和49年新潟県告示）の区域を次のとおり変更する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更した地域の名称
 - (1) 村上農業振興地域
 - (2) 胎内農業振興地域
 - (3) 田上農業振興地域
- 2 区域
 - (1) 村上市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域
（図面省略）
図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び村上地域振興局農林振興部で縦覧する。

- (2) 胎内市のうち、次の図面の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域
(図面省略)

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新発田地域振興局農業振興部で縦覧する。

- (3) 田上町のうち、次の図面の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域
(図面省略)

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び三条地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成28年4月1日

◎新潟県告示第410号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県で未検査の牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) 急速凝集反応法又はエライザ法

1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県で未検査の牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) ツベルクリン皮内反応法

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育して

いる肉用雌牛

(3) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

(4) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

(1) 臨床検査

(2) スクリーニング法、リアルタイムPCR法又はヨーニン反応

1 実施の目的

牛のピロプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 放牧牛

(2) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

(1) 臨床検査

(2) 血液検査

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体

4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

エライザ法

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

以下の項目の馬のうち家畜保健衛生所長が必要と認める馬

(1) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬

(2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

(3) 前二項目の馬と同一施設内で飼育している馬

(4) 競馬法(昭和23年法律第158号)による競馬に出場する馬

(5) その他農林水産大臣又は都道府県知事の指定する馬

4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 寒天ゲル内沈降反応法
-

- 1 実施の目的
豚コレラの発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める豚
 - 4 実施の期日
平成28年 4 月 4 日から平成29年 3 月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) エライザ法
-

- 1 実施の目的
豚のオーエスキー病の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 県外導入豚（繁殖豚又は繁殖候補豚）
 - (2) 家畜保健衛生所長が必要と認める豚
 - 4 実施の期日
平成28年 4 月 4 日から平成29年 3 月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) ラテックス凝集反応法
-

- 1 実施の目的
豚流行性下痢の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める豚
 - 4 実施の期日
平成28年 4 月 4 日から平成29年 3 月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) 中和試験
-

- 1 実施の目的
鶏の家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及び種鶏用ひな
 - 4 実施の期日
平成28年 4 月 4 日から平成29年 3 月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指
-

定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 急速凝集反応法
-

1 実施の目的

蜜蜂の腐蝕病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める蜂群

4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 肉眼的検査
 - (2) 脱脂乳による試験
 - (3) 細菌学的検査
-

1 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）又は抗体陰性の牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成28年6月1日から平成28年11月30日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 中和試験
-

1 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）でワクチン未接種の豚であって、家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 赤血球凝集抑制反応法
-

1 実施の目的

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養している農場のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める農場

4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) エライザ法
- (3) その他必要な検査

◎新潟県告示第411号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成28年4月1日から平成28年4月15日まで縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

届出事項

1 発起人の住所及び氏名

新潟県新発田市藤塚浜1559

本間 要

新潟県新発田市藤塚浜3585-313

小林 勝善

新潟県新発田市藤塚浜1745-13

野澤 晴東

2 加入区 北蒲原加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

新潟漁業協同組合

◎新潟県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成28年4月1日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

監事 新発田市本田甲 392 番地 長谷川 正

就任年月日 平成 28 年 3 月 15 日

◎新潟県告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可した。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 合併により設立する土地改良区の所在及び名称

上越市大潟区内雁子新田522番地 1

大潟あさひ土地改良区

2 合併により解散する土地改良区の所在及び名称

上越市大潟区土底浜1081番地 1

大潟町土地改良区

上越市吉川区梶257番地

旭土地改良区

上越市大潟区内雁子新田524番地
朝日池土地改良区

- 3 認可年月日
平成28年 4 月 1 日

◎新潟県告示第414号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東栄土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年 4 月 1 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量・出来形確認測量）
- 2 作業期間 平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月10日まで
- 3 作業地域 長岡市 東栄一丁目、二丁目、三丁目 琴平一丁目、二丁目 地藏二丁目 の各一部

◎新潟県告示第415号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（上越地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年 4 月 1 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営農地環境整備事業 長坂地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成27年 8 月28日から平成28年 3 月 4 日まで
- 3 作業地域 上越市吉川区長坂 ほか 地内

◎新潟県告示第416号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年 4 月 1 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（国土基本図修正）
- 2 作業期間 平成27年 7 月16日から平成28年 2 月29日まで
- 3 作業地域 新潟市北区・西区（一部地域）

◎新潟県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成28年 4 月 1 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿瀬日出谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町鹿瀬字大管 45 番 3 から 同郡同町日出谷字横道甲7107番まで	新	5.5～40.6メートル	4,301.1メートル
東蒲原郡阿賀町日出谷字横道甲7107番から 同郡同町日出谷字横道甲7107番まで	旧	20.5～20.8メートル	3.5メートル

- 備考 1 阿賀町道の引継ぎに伴い路線の起点を変更する区域変更
2 路線の重複
一部区間阿賀町道鹿瀬当麻線と重複

◎新潟県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 鹿瀬日出谷線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町鹿瀬字大管45番3から同郡同町日出谷字横道甲7107番まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月1日

◎新潟県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 351号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市宮路町字出清水1435番2から	新	24.6～43.8メートル	50.6メートル
同市宮路町字出清水1401番4まで	旧	24.6～39.6メートル	50.6メートル

◎新潟県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 351号
- 2 供用開始の区間
長岡市宮路町字出清水1435番2から同市宮路町字出清水1401番4まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月1日

◎新潟県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷川口大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

長岡市川口田麦山字源太山 1064 番 2 から	新	4.4~17.0メートル	58.9メートル
同市川口田麦山字源太山1184番 1 まで	旧	4.4~16.0メートル	59.1メートル

備考 路線の重用

全区間県道川口岩沢線及び県道向山越後川口停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川口岩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市川口田麦山字源太山 1184 番 1 から	新	4.4~17.0メートル	58.9メートル
同市川口田麦山字源太山1064番 2 まで	旧	4.4~16.0メートル	59.1メートル

備考 路線の重用

全区間県道小千谷川口大和線及び県道向山越後川口停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 向山越後川口停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市川口田麦山字源太山 1064 番 2 から	新	4.4~17.0メートル	58.9メートル
同市川口田麦山字源太山1184番 1 まで	旧	4.4~16.0メートル	59.1メートル

備考 路線の重用

全区間県道小千谷川口大和線及び県道川口岩沢線と重用

◎新潟県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小千谷川口大和線
- 2 供用開始の区間
長岡市川口田麦山字源太山1064番 2 から同市川口田麦山字源太山1184番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月1日

◎新潟県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務

課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市松代字谷内5422番4から	新	16.4～59.4メートル	100.0メートル
同市松代字池田5345番1まで	旧	17.2～59.4メートル	100.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道403号及び一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市松代字池田5345番1から	新	16.4～59.4メートル	100.0メートル
同市松代字谷内5422番4まで	旧	17.2～59.4メートル	100.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道253号及び一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市松代字池田5345番1から	新	16.4～59.4メートル	100.0メートル
同市松代字谷内5422番4まで	旧	17.2～59.4メートル	100.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道253号及び一般国道403号と重用

◎新潟県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
中魚沼郡津南町大字秋成10286番2から	新	6.0～63.0メートル	516.2メートル
同郡同町大字秋成10263番まで	旧	4.8～31.4メートル	516.4メートル

◎新潟県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字秋成10286番2から同郡同町大字秋成10263番まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月1日

◎新潟県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町当間塩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市馬場壬715番1から	新	8.1～9.8メートル	69.3メートル
同市馬場壬700番3まで	旧	7.8～9.2メートル	69.3メートル

◎新潟県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町当間塩沢線
- 2 供用開始の区間
十日町市馬場壬715番1から同市馬場壬700番3まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月1日

◎新潟県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新宮二ツ屋線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市新宮字まきの木平甲 2244 番 1 から	新	3.4～12.8メートル	88.6メートル
同市新宮字まきの木平甲2211番1まで	旧	2.8～11.6メートル	88.0メートル

◎新潟県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新宮二ツ屋線
- 2 供用開始の区間
十日町市新宮字まきの木平甲2244番1から同市新宮字まきの木平甲2211番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月1日

◎新潟県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真田高島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市真田丙 2079 番 1 から	新	4.8～24.0メートル	51.7メートル
同市真田丙1356番2まで	旧	4.9～21.0メートル	51.7メートル

◎新潟県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 真田高島線
- 2 供用開始の区間

十日町市真田丙2079番1から同市真田丙1356番2まで

3 供用開始の期日 平成28年4月1日

◎新潟県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新井柿崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市三和区本郷字野畔265番から	新	9.2～32.0メートル	600.0メートル
同市三和区本郷字北坪903番1まで	旧	7.8～13.0メートル	600.4メートル

◎新潟県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新井柿崎線
- 2 供用開始の区間
上越市三和区本郷字野畔265番から同市三和区本郷字北坪903番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月1日

◎新潟県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青柳高田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字今池字黒保113番から	新	10.5～33.2メートル	460.0メートル
同市大字今池字西黒保519番1まで	旧	8.3～19.0メートル	457.9メートル

◎新潟県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成28年 4 月 1 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 県道 青柳高田線
- 2 供用開始の区間
上越市大字今池字黒保 113 番から同市大字今池字西黒保 519 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年 4 月 1 日

◎新潟県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 4 月 1 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土口谷浜停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字高住字大合谷 368 番から	新	9.5～33.6メートル	184.5メートル
同市大字高住字大合谷304番 1 まで	旧	6.2～33.6メートル	184.1メートル

◎新潟県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 4 月 1 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 県道 土口谷浜停車場線
- 2 供用開始の区間
上越市大字高住字大合谷 368 番から同市大字高住字大合谷 304 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年 4 月 1 日

◎新潟県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 4 月 1 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 仙納徳合線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字徳合字中村 2213 番から	新	6.9～23.5メートル	52.9メートル

同市大字徳合字御堂谷2606番 1 まで	旧	6.0～19.8メートル	52.1メートル
----------------------	---	--------------	----------

◎新潟県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 4 月 1 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 県道 仙納徳合線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字徳合字中村2213番から同市大字徳合字御堂谷2606番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年 4 月 1 日

◎新潟県告示第440号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成28年 4 月 1 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定する道路の路線名及び区間
別表のとおり
- 2 指定する期日
平成28年 4 月 1 日
- 3 通行方法
1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。
 (1) 走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
 (2) 後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
 (3) 道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害のないことを確認の上走行すること。

【別表】指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 404号	長岡市西津町字前島2632番から長岡市新産3丁目1番8まで
県道 長岡インター線	長岡市南七日町89番3から長岡市新産1丁目1番8まで、長岡市南七日町89番1から長岡市石動南町8番1まで及び長岡市石動南町50番8から長岡市石動南町8番8まで

◎新潟県告示第441号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年4月1日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成28年3月23日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メ ートル)	延長 (メ ートル)
五泉市郷屋川2丁目164番1の内、 164番2の内	5.00	49.50

◎新潟県告示第442号

新潟県港湾管理条例(昭和38年新潟県条例第11号)第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり変更する。

平成28年4月1日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

平成27年4月7日新潟県告示第617号指定分

種類	名称	位 置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭(東) 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積39,310.16平方メートル 未舗装

を

種類	名称	位 置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭(東) 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積43,600.63平方メートル 未舗装

に変更する。

◎新潟県告示第443号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成28年4月1日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 竣功認可年月日
平成28年3月18日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所
新潟県
代表者 新潟県知事 泉田 裕彦
新潟市中央区新光町4番地1
- 3 埋立区域
1 工区

(1) 位置

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1247番地から1246番地1を経て1246番地3に至る間の公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、⑰の地点から⑫の地点までを順次に結んだ線、⑫の地点と⑬の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位(D.L.+0.64メートル)における公有水面と西ふ頭地区1号岸壁との境界線、⑬の地点から⑮の地点までを順次に結ぶ平成22年の秋分の満潮位(D.L.+0.64メートル)における公有水面と西ふ頭地区泊地護岸との境界線及び⑰と⑮の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位(D.L.+0.64メートル)における公有

水面と西ふ頭地区泊地護岸との境界線により囲まれた区域

- ⑰の地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点（北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828）から72度46分05秒604.88メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から52度43分34秒11.98メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から142度43分34秒5.25メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から52度43分46秒5.15メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から142度54分12秒4.50メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から232度43分41秒5.13メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から142度43分44秒10.60メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から52度44分04秒5.13メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から142度36分47秒4.50メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から232度43分19秒5.14メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から142度43分35秒64.05メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から52度43分00秒5.13メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から142度52分42秒1.00メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から232度43分39秒17.16メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から322度39分27秒29.95メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から322度41分46秒21.48メートルの地点

(3) 面積

1,134.44平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成24年7月3日 新潟県港整第162号

平成26年1月17日 新潟県港整第538号

5 法第22条第3項の市町村（閲覧場所）

糸魚川市

公 告

予算の公表について（公告）

平成28年3月24日新潟県議会において議決された平成28年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び平成27年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成28年度新潟県一般会計予算

平成28年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,308,790,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		款	項	金額
第1款	県	税		千円
第1項	県	民	税	264,072,000
第2項	事	業	税	81,009,000
第3項	地	方	消 費 税	56,692,000
第4項	不	動 産	取 得 税	58,368,000
第5項	県	た	こ 税	4,999,000
第6項	ゴ	ル	フ 場 利 用 税	2,532,000
第7項	自	動 車	取 得 税	573,000
第8項	軽	油	引 取 税	2,367,000
第9項	自	動 車	税	22,794,000
第10項	鉦	区	税	31,333,000
第11項	狩	猟	税	50,000
第12項	核	燃 料	税	15,000
第13項	産	業 廃 棄 物	税	3,210,000
第14項	旧	法	に よ る 税	129,000
				1,000
第2款	地 方	消 費 税 清 算 金		80,244,000
				80,244,000

第3款	地方譲与税	第1項 地方 第2項 地方 第3項 石油 第4項 航空 機燃料	与 議 特 別 譲 与 税 与 議 特 別 譲 与 税 与 議 特 別 譲 与 税	38,360,000 33,822,000 4,266,000 268,000 4,000
第4款	地方特例交付金	第1項	地方特例交付金	801,000 801,000
第5款	地方交付税	第1項	地方交付税	265,200,000 265,200,000
第6款	交通安全特別交付策金	第1項	交通安全対策特別交付金	562,000 562,000
第7款	分担金及び負担金	第1項 分担 第2項 負担	金 金	5,451,207 1,675,587 3,775,620
第8款	使用料及び手数料	第1項 使用 第2項 手数料	料 料	15,902,696 12,220,312 3,682,384
第9款	国庫支出金			151,602,201

		第1項 国庫 負担 金 第2項 国庫 補助 金 第3項 委 託 金	38,746,568 109,526,061 3,329,572
第10款	財 産 収 入	第1項 財 産 運 用 収 入 第2項 財 産 売 払 収 入	3,987,271 940,597 3,046,674
第11款	寄 附 金	第1項 寄 附 金	45,005 45,005
第12款	繰 入 金	第1項 特 別 会 計 繰 入 金 第2項 基 金 繰 入 金	26,913,437 1,383,579 25,529,858
第13款	諸 収 入	第1項 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料 等 第2項 利 子 収 入 第3項 公 営 企 業 貸 付 金 収 入 第4項 貸 付 金 収 入 第5項 受 託 事 業 収 入 第6項 収 益 事 業 収 入 第7項 利 子 割 算 金 収 入 第8項 雑 収 入	163,661,183 244,280 10,401 18,275,458 129,808,194 5,388,852 3,615,558 4,097 6,314,343

第14款 県	債	第1項 県	債	291,828,000 291,828,000
第15款 繰	越 金	第1項 繰	越 金	160,000 160,000
歳	入	合	計	1,308,790,000

2 歳 出		金 額
款	項	額
第 1 款 議 会 費	第 1 項 議 会 費	1,427,851 1,427,851
第 2 款 総 務 費	第 1 項 政 策 費 第 2 項 政 務 管 理 費 第 3 項 政 務 計 画 費 第 4 項 政 務 統 計 費 第 5 項 政 務 調 査 費 第 6 項 政 務 税 費 第 7 項 政 務 振 興 費 第 8 項 政 務 委 員 会 費	40,119,335 4,356,092 23,994,732 575,742 7,171,880 1,445,630 2,174,591 151,549 249,119
第 3 款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第 1 項 県 民 生 活 管 理 費 第 2 項 防 災 費 第 3 項 環 境 企 画 費 第 4 項 環 境 対 策 費 第 5 項 廃 棄 物 対 策 費	7,308,206 2,228,314 2,832,107 598,824 364,901 1,284,060

<p>第 4 款 福 祉 保 健 費</p>	<p>第 1 項 福 祉 保 健 費 第 2 項 国 保 福 祉 指 導 費 第 3 項 医 務 薬 事 費 第 4 項 医 師 ・ 看 護 職 員 確 保 対 策 費 第 5 項 高 齢 福 祉 保 健 費 第 6 項 健 康 対 策 費 第 7 項 生 活 衛 生 費 第 8 項 障 害 福 祉 費 第 9 項 児 童 家 庭 費 第 10 項 少 子 化 对 策 費</p>	<p>166,828,446 26,519,565 45,567,928 5,271,493 1,888,065 39,319,241 6,202,010 3,128,752 19,029,046 2,402,585 17,499,761</p>
<p>第 5 款 劳 働 費</p>	<p>第 1 項 劳 働 委 員 会 費 第 2 項 政 務 雇 用 費 第 3 項 職 業 能 力 開 発 費</p>	<p>2,820,241 127,112 522,762 2,170,367</p>
<p>第 6 款 産 業 費</p>	<p>第 1 項 産 業 政 策 費 第 2 項 産 業 振 興 費 第 3 項 商 業 ・ 地 場 産 業 振 興 費 第 4 項 産 業 立 地 費 第 5 項 産 業 観 光 費</p>	<p>140,423,886 125,604,997 1,604,566 314,889 10,996,938 1,902,496</p>

<p>第7款 農業 林 水 産 業 費</p>	<p>第1項 農 地 業 費 第2項 地 域 農 業 費 第3項 農 産 産 業 費 第4項 農 産 産 業 費 第5項 經 営 品 流 通 費 第6項 食 品 産 業 費 第7項 畜 産 業 費 第8項 水 産 業 費 第9項 林 地 業 費 第10項 農 地 業 費 第11項 農 地 業 費</p>	<p>87,086,558 3,939,810 11,159,828 1,649,696 3,804,651 313,125 875,073 3,891,324 14,484,190 5,692,450 39,716,995 1,559,416</p>
<p>第8款 土 木 費</p>	<p>第1項 土 木 費 第2項 道 路 橋 費 第3項 河 川 費 第4項 砂 防 費 第5項 都 市 画 費 第6項 建 設 費 第7項 交 通 費 第8項 港 灣 費 第9項 港 灣 費</p>	<p>141,532,463 11,287,449 55,912,354 23,316,702 14,051,362 6,804,545 14,092,709 4,157,452 506,085 10,305,203</p>

第9款	警察費	空	港	費	1,098,602
第10款	教育費	第10項	警察	行政	51,428,280
		第1項	警	理	47,815,313
		第2項	警	政	3,612,967
		第1項	教育	務	219,792,012
		第2項	中小	校	9,649,833
		第3項	高等	校	125,394,718
		第4項	特別	校	49,874,794
		第5項	生涯	推	18,522,563
		第6項	文化	進	775,179
		第7項	保健	政	2,290,843
		第8項	保私	育	1,732,367
		第9項	大	振	10,157,737
			興	費	1,393,978
第11款	災害復旧費	第1項	農林水産施設	災害復旧費	7,650,755
		第2項	土木施設	災害復旧費	1,952,945
第12款	県債	第1項	県債	費	316,152,086
第13款	諸支出金				316,152,086
					125,919,881

第1項	公 營 企 業 貸 付 金	18,275,458
第2項	雜 支 出 金	2,291,000
第3項	地 方 消 費 税 清 算 金	54,435,831
第4項	利 子 割 交 付 金	486,551
第5項	配 当 割 交 付 金	1,496,880
第6項	株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	1,212,948
第7項	地 方 消 費 税 交 付 金	40,607,914
第8項	ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	401,100
第9項	自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,690,423
第10項	軽 油 引 取 税 交 付 金	5,016,763
第11項	利 子 割 精 算 金	5,013
第14款	予 備 費	300,000
第1項	予 備 費	300,000
歳 出	合 計	1,308,790,000

第2表 債務負担行為								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	電子データ等作成業務委託契約	平成29年度から平成33年度まで			17,546千円			
	給与システム運用管理委託契約	平成29年度から平成33年度まで			301,806千円			
	宛名システム運用管理委託契約	平成29年度から平成33年度まで			29,363千円			
	地方税電子申告審査システム運用管理委託契約	平成29年度から平成33年度まで			28,215千円			
	平成28年度における地方債の共同発行によつて生ずる連帯債務	平成28年度から平成38年度まで			示金1,144,000,000千円及びひび当該額に対する利子相当額			
	Uターン促進奨学金返還支援事業補助金交付決定	平成29年度			50,000千円			
	魚沼コホート研究所附講座設置協定	平成29年度から平成30年度まで			200,000千円			
	国立大学法人新潟大学大学院医歯学総合研究科新潟地域医療学講座設置協定	平成29年度から平成30年度まで			134,000千円			
	スプリングクラー等設置費借入利子補給契約	平成29年度から平成38年度まで						スプリングクラー等設置費借入利子補給金交付要綱に基づき、融資機関がスプリングクラー等消防用設備を設置するための資金を総額65,620千円の範囲内で社会福祉法人等に融通する場合は、利子補給率年2.20パーセント以内として算定した額
	離職者等再就職訓練委託契約	平成29年度			242,187千円			
	若年者職業能力開発訓練委託契約	平成29年度			19,530千円			

海外市場獲得サポート事業補助金交付決定	平成29年度	100,000千円	
公益財団法人にいがた産業創造機構損失補償契約	平成29年度から平成39年度まで		公益財団法人にいがた産業創造機構が平成28年度に行う設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額300,000千円を限度としてその損失を補償する。
新潟県信用保証協会損失補償契約	平成29年度から平成36年度まで	813,048千円	新潟県信用保証協会が平成28年度に行う新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)融資のための信用保証による代位弁済をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度未までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。
産業高付加価値化設備投資緊急促進事業補助金交付決定	平成29年度	1,500,000千円	
新潟県農林公社事業資金損失補償契約(相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)	平成28年度から平成29年度まで		新潟県信用農業協同組合連合会が平成28年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農業構造改革支援事業資金78,429千円が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
農業近代化代化資金利子補給契約	平成29年度から平成48年度まで		農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,900,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合は、総額1,900,000千円以内として算定した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給契約	平成29年度から平成46年度まで		農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業経営負担軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合は、総額40,000千円以内として算定した額
漁業近代化資金利子補給契約	平成29年度から平成48年度まで		漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額490,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合は、総額490,000千円以内として算定した額
漁業経営維持安定資金利子補給契約	平成29年度から平成38年度まで		漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額30,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者に融通する場合は、総額30,000千円以内として算定した額
農業法人雇用促進支援事業利子補給契約	平成29年度から平成33年度まで		新潟県農業法人雇用促進支援事業利子補給金交付要綱に基づき、農業法人が雇用環境整備資金を総額100,000千円の範囲内で融資機関から借り入れた場合は、総額100,000千円以内として算定した額

大家畜・養豚特別支援資金利子補給契約	平成29年度から平成53年度まで	新潟県畜産特別支援資金融通助成事業実施要綱に基づき、融資機関が大家畜・養豚特別支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額	408,614千円
新潟県農林公社事業資金損失補償契約 (相手方 株式会社日本政策金融公庫)	平成28年度から平成83年度まで	株式会社日本政策金融公庫が平成28年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける造林資金(森林整備活性化資金を含む)57,158千円及び当該額に対する利子(遅延利息を含む)相当額が回収されない場合に生じる損失(契約に定める補償履行日までに生じる利子を含む)を補償する。	
国営柏崎周辺2期農業水利事業負担金	平成29年度から平成40年度まで		
県営かんがい排水事業信濃川右岸1期地区工事請負契約	平成29年度		300,000千円
県営かんがい排水事業舟入川地区工事請負契約	平成29年度		36,000千円
県営かんがい排水事業後山地区工事請負契約	平成29年度		13,000千円
県営かんがい排水事業佐渡地区工事請負契約	平成29年度		120,000千円
県営灌漑水防除事業安野川7期地区工事請負契約	平成29年度から平成30年度まで		200,000千円
県営地盤沈下対策事業新潟南南部8期地区工事請負契約	平成29年度		45,000千円
県営地域用水環境整備事業内の倉地区工事請負契約	平成29年度から平成30年度まで		330,000千円
県営畑地帯総合整備事業舟山地区工事請負契約	平成29年度		10,000千円
県営経営体育成基盤整備事業三和中部第1地区工事請負契約	平成29年度		70,000千円
県営経営体育成基盤整備事業中江北部第2地区工事請負契約	平成29年度		35,000千円

県営経営体育成基盤整備事業魚沼川西地区工事請負契約	平成29年度	42,000千円
県営経営体育成基盤整備事業両新地区工事請負契約	平成29年度	56,000千円
県営経営体育成基盤整備事業潟4期地区工事請負契約	平成29年度	113,000千円
県営経営体育成基盤整備事業潟5期地区工事請負契約	平成29年度	30,000千円
県営経営体育成基盤整備事業小平尾地区工事請負契約	平成29年度	3,000千円
県営経営体育成基盤整備事業道上2期地区工事請負契約	平成29年度	49,000千円
県営経営体育成基盤整備事業巻東町地区工事請負契約	平成29年度	97,000千円
県営経営体育成基盤整備事業国府川左岸2期地区工事請負契約	平成29年度	180,000千円
県営経営体育成基盤整備事業長所地区工事請負契約	平成29年度	21,000千円
県営経営体育成基盤整備事業花見地区工事請負契約	平成29年度	86,000千円
県営経営体育成基盤整備事業本町地区工事請負契約	平成29年度	53,000千円
県営経営体育成基盤整備事業求草地区工事請負契約	平成29年度	5,000千円
県営経営体育成基盤整備事業下田尻地区工事請負契約	平成29年度	12,000千円
県営経営体育成基盤整備事業中曽根地区工事請負契約	平成29年度	84,000千円

県営経営体育成基盤整備事業松浦地区工事請負契約	平成 29 年 度	66,000千円
県営経営体育成基盤整備事業高田中部地区工事請負契約	平成 29 年 度	27,000千円
県営経営体育成基盤整備事業山室地区工事請負契約	平成 29 年 度	38,000千円
県営経営体育成基盤整備事業女川地区工事請負契約	平成 29 年 度	108,000千円
県営経営体育成基盤整備事業木島地区工事請負契約	平成 29 年 度	85,000千円
県営経営体育成基盤整備事業羽茂沖地区工事請負契約	平成 29 年 度	14,000千円
県営経営体育成基盤整備事業打越地区工事請負契約	平成 29 年 度	55,000千円
県営経営体育成基盤整備事業高田南部地区工事請負契約	平成 29 年 度	32,000千円
県営中山間地域対策事業六箇地区工事請負契約	平成 29 年 度	13,000千円
県営中山間地域対策事業相川中部地区工事請負契約	平成 29 年 度	10,000千円
県営中山間地域対策事業東谷地区工事請負契約	平成 29 年 度	50,000千円
県営中山間地域対策事業西山内郷地区工事請負契約	平成 29 年 度	2,000千円
県営中山間地域対策事業新外谷地区工事請負契約	平成 29 年 度	15,000千円
県営中山間地域対策事業坂口新田地区工事請負契約	平成 29 年 度	15,000千円

県営中山間地域対策事業上岡地区工事請負契約	平成29年度	17,000千円
県営中山間地域対策事業泉盛寺開田地区工事請負契約	平成29年度	31,000千円
県営中山間地域対策事業水野下牧地区工事請負契約	平成29年度	15,000千円
県営中山間地域対策事業上達地区工事請負契約	平成29年度	4,000千円
県営中山間地域対策事業坪野地区工事請負契約	平成29年度	10,000千円
県営中山間地域対策事業樽田地区工事請負契約	平成29年度	12,000千円
一般国道290号こ線橋設置工事委託契約 (相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	平成29年度	80,000千円
一般国道292号東関橋上部工事請負契約	平成29年度	150,000千円
県道新発田津川線白川大橋下部工事請負契約	平成29年度	400,000千円
県道桐沢麓五日町停車場線大倉橋上部工事請負契約	平成29年度	150,000千円
一般国道403号仮設橋賃借契約	平成29年度から 平成30年度まで	22,000千円
県道白山村松線仮設橋賃借契約	平成29年度から 平成30年度まで	20,000千円
県道柏崎高浜線之内線仮設橋賃借契約	平成29年度から 平成31年度まで	13,500千円
県道東飛山名立線仮設橋賃借契約	平成29年度から 平成30年度まで	10,000千円

県道佐渡一周線(小野見川橋)仮設橋賃借契約	平成29年度から平成31年度まで	90,000千円	
県道佐渡一周線(新多田橋)仮設橋賃借契約	平成29年度から平成30年度まで	40,000千円	
県道佐渡縦貫線仮設橋賃借契約	平成29年度から平成31年度まで	60,000千円	
一級河川黒川広域河川改修仮設橋賃借契約	平成29年度から平成31年度まで	80,000千円	
一級河川柿川広域河川改修(排水機場ポンプ機械設備)工事請負契約	平成29年度から平成30年度まで	1,000,000千円	
久知川ダム堰堤改良(電気設備)工事請負契約	平成29年度	140,000千円	
なびくら川障害防止工事請負契約	平成29年度	100,000千円	
新潟県住宅供給公社損失補償契約	平成28年度		金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額877,000千円に約定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給契約	平成29年度から平成33年度まで	695千円	
県営住宅敷地賃借契約(相手方 新潟市)	平成29年度から平成30年度まで	11,634千円	
県営住宅敷地賃借契約(相手方 長岡市)	平成29年度から平成30年度まで	25,912千円	
県営住宅敷地賃借契約(相手方 上越市)	平成29年度から平成30年度まで	27,164千円	
県営住宅敷地賃借契約(相手方 三条市)	平成29年度から平成30年度まで	17,584千円	
県営住宅敷地賃借契約(相手方 柏崎市)	平成29年度から平成30年度まで	14,728千円	

県営住宅敷地賃借契約 (相手方 新発田市)	平成29年度から 平成30年度まで	7,620千円
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 小千谷市)	平成29年度から 平成30年度まで	6,080千円
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 加茂市)	平成29年度から 平成30年度まで	8,436千円
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 見附市)	平成29年度から 平成30年度まで	13,504千円
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 村上市)	平成29年度から 平成30年度まで	8,666千円
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 燕市)	平成29年度から 平成30年度まで	11,368千円
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 糸魚川市)	平成29年度から 平成30年度まで	3,554千円
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 妙高市)	平成29年度から 平成30年度まで	7,460千円
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 五泉市)	平成29年度から 平成30年度まで	3,136千円
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 阿賀野市)	平成29年度から 平成30年度まで	4,252千円
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 佐渡市)	平成29年度から 平成30年度まで	3,502千円
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 魚沼市)	平成29年度から 平成30年度まで	5,054千円
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 南魚沼市)	平成29年度から 平成30年度まで	2,824千円
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 胎内市)	平成29年度から 平成30年度まで	2,958千円

公営住宅新潟地区(早通南住宅)住戸改善工事請負契約	平成29年度	254,280千円
秋葉警察署空調設備改修工事請負契約	平成29年度	79,937千円
東区警察署(仮称)外構工事請負契約	平成29年度	128,579千円
佐渡警察署(仮称)等庁舎実施施設計業務委託契約	平成29年度	23,153千円
佐渡警察署(仮称)等造成工事請負契約	平成29年度	98,198千円
新潟商業高校旧校舎解体・体育館建築工事請負・工事監理委託契約	平成29年度から平成30年度まで	1,171,368千円
新潟県奨学金貸付金回収業務委託契約	平成29年度から平成30年度まで	5,780千円
マリメッコ展開催費用負担協定(相手方 マリメッコ展新潟展実行委員会(仮称))	平成29年度	4,000千円

第3表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路	7,967,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償に借 り換えることができる。	
河川	9,516,000				
海岸	628,000				
防砂	6,002,000				
街路	724,000				
公園	724,000				
公営住宅	340,000				
港湾	5,756,000				
空港	510,000				
水産	176,000				
漁業	415,000				
林業	647,000				
治山	3,765,000				
農地	11,644,000				
災害復旧	2,375,000				
学校教育施設等整備	2,418,000				
生涯学習施設等整備	90,000				
社会福祉施設整備	452,000				
施設整備事業費(一般財源化分)	664,000				

地域活性化事業費	1,144,000		
防災対策事業費	1,216,000		
地方道路等整備事業費	14,521,000		
合併特例事業費	2,122,000		
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	873,000		
河川等整備事業費	1,117,000		
臨時高等学校改築等事業費	1,114,000		
地域総合整備資金貸付事業費	2,715,000		
警察施設整備事業費	1,126,000		
交通安全施設整備事業費	1,021,000		
本庁舎改修事業費	1,040,000		
県民会館改修事業費	25,000		
地域機関改修事業費	7,359,000		
地域プロジェクト事業費	172,000		
移動通信用鉄塔施設整備事業費	3,000		
国立・国定公園施設整備事業費	20,000		
地域用水環境整備事業費	43,000		
石綿健康被害救済基金負担事業費	18,000		
広域最終処分場整備補助事業費	252,000		
医療体制整備事業費	226,000		
魚沼基幹病院出資事業費	45,000		

集落雪崩対策事業費	7,000			
北陸新幹線整備事業費	784,000			
えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費	722,000			
公共施設等除却費	446,000			
行政改革推進債	8,043,000			
借換債	133,830,000			
臨時財政対策債	50,800,000			
退職手当債	6,211,000			
合 計	291,828,000			

平成28年度新潟県債管理特別会計予算

平成28年度新潟県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ211,212,389千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 県債費収入	第1項 繰入金	211,212,389 211,212,389
歳入	合計	211,212,389

2 歳 出		金 額	千円
第 1 款 県 債 費	第 1 項 県 債 費	211,212,389	
歳 出	合 計	211,212,389	

平成28年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算 平成28年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)			
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,918,036千円と定める。			
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。			
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入			
款	項	金	額
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	第1項 諸収入		1,918,036
	第2項 繰越金		788,662
歳 入		合 計	1,918,036

2 歳 出		金 額	千円
第 1 款 地 域 づ づ 付 貸 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	1,918,036	
	第 2 項 貸 付 債 権 活 用 事 業 費	1,129,374	
		788,662	
歳 出	合 計	1,918,036	

平成28年度新潟県災害救助事業特別会計予算

平成28年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ981,908千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額	額
第1款 災害救助事業収入	第1項 国庫支出金	981,908	千円
	第2項 財産収入	49,234	
	第3項 寄附金	1,078	
	第4項 繰入金	500	
		300,419	

	第5項 諸 入 第6項 県 債 第7項 分 担 金 及 び 負 担 金	4,297 31,733 594,647
入	債 金	981,908
歳	合 計	

2 歳 出		項	金	額
第 1 款 災 害 救 助 事 業 費	第 1 項 災 害 救 助 費	第 1 項 災 害 救 助 費	977,408	千円
		第 2 項 災 害 救 助 積 立 金	901,767	
		第 3 項 災 害 救 助 債 積 立 金	1,078	
		第 4 項 災 害 救 助 債 出 金	73,174	
	第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	4,500	4,500
議 出 合 計			981,908	

第2表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
災害援護資金貸付事業費	千円 9,733	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第14条第2項の規定による。		
借換債	22,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であっても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。		
合 計	31,733					

<p>平成28年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算</p> <p>平成28年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ412,820千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>(地 方 債)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。</p> <p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>1 歳 入</p>		
款	項	額
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰入金	412,820
	第2項 諸収入	42,008
	第3項 県債	186,021
	第4項 繰越金	83,081
		101,710

412,820	
歳入 合 計	

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 母 貸 付	第 1 項 貸 付 事 業 費	千円 412,820 412,820
歳 出		合 計	412,820

第2表 地 方 債						
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	千円 83,081	普 通 貸 借	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第37条第2項、第4項及び第6項並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第42条及び第44条の規定による。		

平成28年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計予算

平成28年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,827千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金額
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	第1項 財産収入	8,827
	第2項 寄付金	169
	第3項 繰入金	10
	第4項 諸収入	8,647
	合 計	1
歳 入	合 計	8,827

千円

<p>2 歳 出</p>	<p>款</p> <p>第 1 款 心 身 障 害 児 者 総 合 費</p>	<p>項 額</p> <p>第 1 項 基 金 積 立 金</p> <p>第 2 項 繰 出 金</p>	<p>金 額</p> <p>8,827</p> <p>11</p> <p>8,816</p> <p>千円</p>
<p>歳</p>	<p>出</p>	<p>合 計</p>	<p>8,827</p>

平成28年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

平成28年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,676,854千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 中小企業支援資金貸付事業 収入	第1項 繰上金 第2項 諸収入 第3項 県債 第4項 繰上金	2,676,854 49,806 639,127 500,000 1,487,921

千円

2,676,854	
入 合 計 歳	

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 中 小 企 業 支 援 資 金 貸 付 費	第 1 項 貸 付	業 務 費	2,676,854
	第 2 項 貸 付	事 業 費	1,523,304
	第 3 項 貸 付	債 務 費	422,375
		繰 上 げ 金	731,175
歳 出	合 計		2,676,854

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備導入資金費 貸付	千円 500,000	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	

平成28年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算

平成28年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ253,640千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金額
第1款 林業貸付事業改善資金	第1項 繰入金	122,669
	第2項 諸収入	1,042 70
	第3項 繰越金	121,557
第2款 木材産業等高度化推進事業貸付		128,871

	第1項 諸 第2項 県 第3項 繰	收 越	入 債 金	71,000 43,000 14,871
第3款 林業就業促進資金 貸付事業取入	第1項 繰	越	金	2,100 2,100
歳	合	計	入	253,640

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	林業改善事業 付 金 費	第 1 項 貸付事業費	122,619 122,619
第 2 款	木材産業等高度化推進事業 付 金 費	第 1 項 貸付事業費 第 2 項 県債費	114,000 86,000 28,000
第 3 款	林業就業促進事業 付 金 費	第 1 項 貸付事業費	2,100 2,100
第 4 款	予備費	第 1 項 林業改善資金予備費 第 2 項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,921 50 14,871
歳 出		合 計	253,640

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
木材産業等高度化推進資金貸付事業	千円 43,000	普通貸借	年1パーセント以内	借入れの年から5年以内に償還する。ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。	

平成28年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 平成28年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,270千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。	
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入	額 金
第1款 沿岸漁業改善資金貸付 第1項 歳入 第2項 歳入 第3項 歳入	81,270 618 61 80,591
歳 入	81,270
合 計	81,270

2 歳 出		項	金	額
第 1 款	沿岸漁業改善事業 沿貸付	第 1 項 貸付事業費		千円 81,220 81,220
第 2 款	予備費	第 1 項 予備費		50 50
歳		出	合 計	81,270

平成 28 年 度 新 潟 県 有 林 事 業 特 別 会 計 予 算

平成28年度新潟県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140,615千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還

の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金	額
第 1 款 県 有 林 事 業 収 入			千円
	第 1 項 国 庫 支 出 金		140,615
	第 2 項 財 政 収 入 金		12,856
	第 3 項 繰 上 金		16,477
	第 4 項 県 債		99,731
	第 5 項 繰 越 金		10,400
			1,151

140,615	
歳入 合 計	

2 歳 出	款	項	金	額
第 1 款 県 有 林 事 業 費	第 1 項 事 業 費 第 2 項 県 債 費 第 3 項 繰 出 金	第 1 項 事 業 費	139,615	千円
		第 2 項 県 債 費	49,491	
		第 3 項 繰 出 金	66,124	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	第 1 項 予 備 費	1,000	
		第 1 項 予 備 費	1,000	
歳 出	合 計	計	140,615	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	10,400 千円	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直しの利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	

平成28年度新潟県都市開発資金事業特別会計予算

平成28年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ520,114千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 都市開発資金事業収入	第1項 財産収入 第2項 繰入金	520,114 518,199 1,915
歳 入	合 計	520,114

2 歳 出		金 額	千円
第 1 款 都 市 開 発 資 金 事 業 費			520,114
	第 1 項 事 業 費		1,915
	第 2 項 線 路 出 金		518,199
歳 出	合 計		520,114

平成28年度新潟県流域下水道事業特別会計予算

平成28年度新潟県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,413,934千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		金額
款	項	金額
第1款 流域下水道事業収入		千円
	第1項 分担金及び負担金	13,413,934
	第2項 使用料及び手数料	5,034,917
	第3項 国庫支出金	431
	第4項 県産収入金	3,248,061
	第5項 繰上入金	891
	第6項 繰入金	2,325,086
	第7項 諸収入	197,301
	第8項 繰越金	2,592,000
		15,247
歳 入	合 計	13,413,934

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 流域下水道事業費	第 1 項 管 理 費	第 1 項 管 理 費	13,398,687
		第 2 項 建 設 費	3,581,778
		第 3 項 県 債 費	5,981,394
	第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	15,247
歳 出		合 計	13,413,934

第2表 債務負担行為								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	信濃川下流流域下水道建設工事請負契約	平成29年度から平成30年度まで			1,042,260千円			
	魚野川流域下水道建設工事請負契約	平成29年度			308,250千円			
	流域下水道施設固定資産調査・評価委託契約	平成29年度から平成31年度まで			152,758千円			

第3表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
千円		普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。		
流域下水道事業 借換費債	1,837,000 755,000					
合 計	2,592,000					

平成28年度新潟県港湾整備事業特別会計予算

平成28年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,487,575千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		金 額
款	項	額
第1款 港湾整備事業収入	第1項 使用材料及び手数料 第2項 在庫支出 第3項 産 収 第4項 財 入 第5項 繰 入 第6項 諸 収 第7項 県 越 繰 越	千円 2,487,575 1,153,832 15,000 261,742 358,705 74,295 624,000 1
歳 入	合 計	2,487,575

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 港 湾 整 備 事 業 費	第 1 項 事 業 費	2,487,422	千円
	第 2 項 事 業 債 費	1,049,145	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	153	
	合 計	2,487,575	

第2表 債務負担行為								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	新潟港万代島旅客上屋耐震改修工事請負・工事監理委託契約	平成29年度から平成30年度まで			1,053,000千円			

第3表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾整備事業費債	千円 595,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。	
合 計	624,000				

平成 28 年 度 新 潟 県 電 気 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成28年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	業 関 係	分	予 定 量
1	営 業 係	供給電力量	MWh 573,627
2	建 設 改 良 関 係	1 建 設 工 事 胎 内 第 四 発 電 所 建 設 事 業	一 式
		2 増 強 改 良 工 事 既 設 発 電 所 の 増 強 改 良	一 式

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 電気事業収益	11,129,636	
第1項 営業収益	10,950,329	
第2項 財務収益	4,454	
第3項 事業外収益	174,853	

支 出		千円
第1款 電気事業費用	5,876,466	
第1項 営業費用	4,807,936	
第2項 財務費用	395,714	
第3項 事業外費用	652,816	
第4項 予備費	20,000	

(資本的収入及び支出)
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,689,297千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	854,168
第1項	企 業 債 金	439,399
第2項	固 定 資 産 売 却 代 金	300
第3項	貸 付 金 返 済 金	403,319
第4項	受 託 金	11,140
第5項	雑 収 入	10

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	3,543,465
第1項	建 設 費	2,065,078
第2項	企 業 債 還 金	1,366,234
第3項	企 投 資	13
第4項	他 会 計 線 出 金	100,000
第5項	受 託 工 事 費	11,140
第6項	雑 支 出	1,000

区 分	支出予定額 千円	充当財源 収入予定額 千円	差引不足額 千円	補 て				財 源		
				過 年度 損 留 保 定 金 千 円	当 年度 損 留 保 定 金 千 円	建 設 積 立 金 千 円	地 域 積 立 金 千 円	興 振 立 金 千 円	消 費 税 本 的 収 入 調 整 額 千 円	
第1項 建設改良費	2,065,078	443,018	1,622,060	1,195,308	18,900	277,650		130,202		
第2項 企業債償還金	1,366,234	400,000	966,234	966,234						
第3項 投資	13		13	13						
第4項 他会計繰出金	100,000		100,000				100,000			
第5項 受託工事費	11,140	11,140								
第6項 雑支出	1,000	10	990	990						
計	3,543,465	854,168	2,689,297	2,162,545	18,900	277,650	100,000	130,202		

事 項	期 間	限 度	額
三面発電所1号水車発電機分解点検整備工事	平成29年度		千円 174,889
三面発電所1号調速機更新工事	平成29年度		44,946
監視制御装置胎内バックアップ中継装置更新工事	平成29年度		173,470
監視制御装置胎内水系子局更新工事	平成29年度		94,600

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
田川内水力発電設備増強	千円 439,399	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	1,029,329	千円
2	交際費	948	

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成28年度新潟県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分		予	定	量
1 営業関係	1 給水	年間	先給	数量	93	か所
	2 給水	日平均	給水	数量	54,056,313	立方メートル
	3 給水	均給	給水	数量	147,292	立方メートル
2 建設改良関係	1	新潟臨海工業用水道改築事業		一式	1	式
	2	既設設備の増強改良		一式	1	式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	工業用水道事業	2,018,118
第1項	管業収益	1,515,262
第2項	管業外収益	250,360
第3項	管業特別利益	252,496

支		出
第1款	工業用水道事業	2,236,623
第1項	管業費用	2,185,374
第2項	管業外費用	41,249
第3項	管業予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額211,544千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	千円	第1款 資本的支出	千円
第1項 企業収入	716,801	第1項 建設費	928,345
第2項 他会計補助金	656,900	第2項 企業償還金	784,310
第3項 固定資産売却代金	11,606		144,035
第4項 雑収入	30		
	48,265		

区 分	支出予定額	充当財源収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源		
				減積立金	建設改良積立金	過年度損留保益勘定資金
第1項 建設改良費	千円 784,310	千円 716,801	千円 67,509	千円 13,970	千円 323	千円 53,216
第2項 企業償還金	144,035		144,035	41,862	101,313	860
計	928,345	716,801	211,544	41,862	101,636	54,076

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
新潟臨海工業用水消費 改築	324,200			
新潟臨海工業用水消費 増強	210,900	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
上越工業用水消費 増強	121,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経費	金額
1 職員給与	377,184 千円
2 交際費	34

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、38,204千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成28年度新潟県工業用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予	定	量
1	営業関係	土地	の	売却
				平方メートル 292,000

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款	工業用地造成事業収益
第1項	営業収益
第2項	営業外収益
	千円
	5,012,109
	4,213,491
	798,618

支 出		千円
第1款 工業用地造成事業費用		3,555,284
第1項 営業費用		3,518,625
第2項 営業外費用		35,659
第3項 予備費		1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額737,989千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		千円
第1款 資本的収入		3,173,850
第1項 企業債		3,173,830
第2項 土地売却代金		20

支		出		補てん財源	
区分	支出予定額	充当財源額	差引不足額	当勤定留保益金	千円
第1項 工業用地造成費	22,500	20	22,480	22,480	千円
第2項 企業償還金	3,486,010	3,173,830	312,180	312,180	
第3項 他会計借入金返済金	403,319		403,319	403,319	
第4項 雑支出	10		10	10	
計	3,911,839	3,173,850	737,989	737,989	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 3,173,830	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内の一括償還又は元利均等若しくは元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経費	金額
1 職員給与	千円 66,798
2 交際費	18

(他会計からの補助金)

第8条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,429千円である。

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種 類	名 称	所 在 地	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	上 越 市	平方メートル 80,000	売 却
		見 附 市	53,000	売 却
		阿 賀 野 市	62,000	売 却
		新 潟 市 及 び 北 浦 原 郡 聖 籠 町	97,000	売 却

平成28年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	面	積
1	土地の売却		平方メートル 30,529

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	用地造成事業収益	231,653
第1項	営業収益	227,135
第2項	営業外収益	4,518

支		出	
第1款	用地造成事業費用	150,803	千円
第1項	営業費用	150,581	
第2項	営業外費用	222	

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,510,000千円と定める。

(重要な資産の処分)

第5条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種	類	所	在	数	量	処分の態様
土	地	新 北 蒲 原 郡 聖 籠 市	市 町		平方メートル 30,529	売 却

平成 28 年 度 新 潟 県 病 院 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成28年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分		業 務 の 予 定 量
病 床 数		2,766床
年 間 患 者 数	入 院 外 来 計	802,000人 1,272,000人 2,074,000人
1 日 平 均 患 者 数	入 院 外 来 計	2,197人 5,235人 7,432人
主 な 建 設 改 良 事 業	1 病 院 改 築 改 築 事 業 加 茂 病 院 改 築 事 業	一 式 一 式
	2 病 院 増 改 築 改 築 事 業 十 日 町 病 院 改 築 事 業	一 式 一 式

	津川病院整備事業 中央病院整備事業 がんセンター新潟病院整備事業 3 医療情報総合システム整備事業 4 医療器械備品整備事業	式 一 式 一 式 一 式 一 式
--	--	---

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款 病院事業	収益	71,925,699
第1項 医療事業	収益	57,382,302
第2項 医療外業	収益	14,428,141
第3項 特別	利益	115,256

支出		千円
第1款 病院事業	費用	73,891,736
第1項 医療事業	費用	69,667,154
第2項 医療外業	費用	1,803,746
第3項 特別	損失	2,420,836

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額3,542,226千円は、過年度分損益勘定留保資金1,383,063千円及び当年度分損益勘定留保資金2,159,163千円で補てんするものとする。

収 入		千円
第1款	資本的収入	7,370,863
第1項	固定資産売却代金	9,765
第2項	投資回収	12,240
第3項	企業業債	4,413,000
第4項	補助金	2,500
第5項	負担金交付金	2,932,129
第6項	その他の資本的収入	1,229

支 出		千円
第1款	資本的支出	10,913,089
第1項	建設改良費	4,825,728
第2項	無形資産	352
第3項	投資	2,240
第4項	償還	6,084,769

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
国立大学法人新潟大学大学院医歯学総合 研究科家族性、遺伝性腫瘍講座設置協定	平成29年度から 平成30年度まで	千円 50,920

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業費	千円 4,413,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以 下	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職 員 給 与 費	37,451,270	千円
2	交 際 費	1,000	

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,488,150千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、17,614,628千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
医	療	リニアック X線コンピュータ断層撮影装置 (CT)		一	式
	器			一	式

平成28年度新潟県魚沼基幹病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度新潟県魚沼基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分		業務の予定量
病床数		357床
年間患者数	入院	105,000人
	外来	171,000人
	計	276,000人
1日平均患者数	入院	289人
	外来	703人
	計	992人
主な建設改良事業	病院新築、新築関係	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業収益	収益	3,126,925
第1項 医療収益	収益	36,610
第2項 医療外収益	収益	3,090,315

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出		千円
第1款 病院事業費用	費用	3,261,550
第1項 医療費用	費用	3,124,665
第2項 医療外費用	費用	136,885

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 資本的収入	収入	785,894
第1項 企業債	債	135,000
第2項 基金交付金	交付金	650,894

支		出	
第1款	資本的支出	785,894	千円
第1項	建設改良費	181,043	
第2項	償還金	604,851	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 135,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、135,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、359,533千円である。

平成27年度新潟県一般会計補正予算

平成27年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,189,218千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,293,667,651千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県	税	千円 258,090,000	千円 10,560,000	千円 268,650,000
	第1項 県民税	80,509,000	1,735,000	82,244,000
	第2項 事業税	53,417,000	1,674,000	55,091,000
	第3項 地方消費税	55,258,000	6,951,000	62,209,000
	第4項 不動産取得税	4,702,000	354,000	5,056,000
	第5項 県たばこ税	2,635,000	△ 12,000	2,623,000
	第6項 ゴルフ場利用税	566,000	13,000	579,000
	第7項 自動車取得税	2,480,000	89,000	2,569,000
	第8項 軽油引取税	23,370,000	△ 308,000	23,062,000
	第9項 自動車税	31,739,000	63,000	31,802,000
	第10項 鉾区税	49,000	1,000	50,000
	第11項 狩猟税	21,000	△ 6,000	15,000
	第13項 産業廃棄物税	133,000	6,000	139,000
第2款 地方消費税清算金		75,748,000	11,691,000	87,439,000
	第1項 地方消費税清算金	75,748,000	11,691,000	87,439,000
第3款 地方譲与税		42,501,000	955,000	43,456,000
	第1項 地方法人特別譲与税	37,783,000	1,281,000	39,064,000

	第2項 地方揮発油譲与税	4,422,000	△	307,000	4,115,000
	第3項 石油ガス譲与税	289,000	△	17,000	272,000
	第4項 航空機燃料譲与税	7,000	△	2,000	5,000
第4款 地方特例交付金		737,000		35,592	772,592
	第1項 地方特例交付金	737,000		35,592	772,592
第5款 地方交付税		267,400,000		89,713	267,489,713
	第1項 地方交付税	267,400,000		89,713	267,489,713
第6款 交通安全対策特別交付金		596,000	△	62,000	534,000
	第1項 交通安全対策特別交付金	596,000	△	62,000	534,000
第7款 分担金及び負担金		6,842,466	△	192,770	6,649,696
	第1項 分担金	2,352,116	△	20,735	2,331,381
	第2項 負担金	4,490,350	△	172,035	4,318,315
第8款 使用料及び手数料		14,625,421	△	510,943	14,114,478
	第1項 使用料	10,639,765	△	292,723	10,347,042
	第2項 手数料	3,985,656	△	218,220	3,767,436
第9款 国庫支出金		177,155,827	△	15,944,079	161,211,748
	第1項 国庫負担金	43,086,869	△	50,269	43,036,600
	第2項 国庫補助金	130,896,152	△	15,391,974	115,504,178
	第3項 委託金	3,172,806	△	501,836	2,670,970

第10款 財産収入	第1項 財産運用収入 第2項 財産売却収入	3,470,266 945,043 2,525,223	△ 1,939,557 △ 226,016 △ 1,713,541	1,530,709 719,027 811,682
第11款 寄附金	第1項 寄附金	43,813 43,813	8,485 8,485	52,298 52,298
第12款 繰入金	第1項 特別会計繰入金 第2項 基金繰入金	19,585,568 1,601,411 17,984,157	△ 2,206,752 89,523 △ 2,296,275	17,378,816 1,690,934 15,687,882
第13款 諸収入	第1項 延滞金加算金及び過料等 第2項 利子収入 第3項 公営企業貸付金収入 第4項 貸付金収入 第5項 受託事業収入 第6項 収益事業収入 第7項 利子割精算金収入 第8項 雑収入	171,576,946 261,307 9,307 19,661,995 130,904,696 9,262,086 3,820,210 4,066 7,653,279	△ 47,962,191 9,016 8,578 △ 90,951 △ 46,881,834 △ 1,744,772 271,503 5,024 461,245	123,614,755 270,323 17,885 19,571,044 84,022,862 7,517,314 4,091,713 9,090 8,114,524
第14款 県債	第1項 県債	308,461,000 308,461,000	△ 10,856,000 △ 10,856,000	297,605,000 297,605,000
第15款 繰越金		1,023,562	2,145,284	3,168,846

	第1項 繰越金	1,023,562	2,145,284	3,168,846
歳入	合計	1,347,856,869	△ 54,189,218	1,293,667,651

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	1,467,770 千円	△ 91,672 千円	1,376,098 千円	
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	31,789,932	5,492,341	37,282,273	
	第2項 政 務 管 理 費	4,372,231	△ 77,295	4,294,936	
	第3項 総 務 計 画 費	16,254,746	5,633,159	21,887,905	
	第4項 統 計 調 査 費	1,380,689	△ 9,172	1,371,517	
	第5項 徴 税 費	6,867,658	231,921	7,099,579	
	第6項 市 町 村 振 興 費	1,639,107	73,559	1,712,666	
	第7項 選 挙 費	874,480	△ 355,314	519,166	
	第8項 人 事 委 員 会 費	152,300	△ 4,305	147,995	
	第9項 監 査 委 員 会 費	248,721	△ 212	248,509	
第3款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第1項 県 民 生 活 管 理 費	11,559,156	△ 1,383,554	10,175,602	
	第2項 防 災 費	2,706,595	△ 62,438	2,644,157	
	第3項 環 境 企 画 費	7,144,015	△ 1,141,317	6,002,698	
	第4項 環 境 対 策 費	507,072	△ 14,783	492,289	
	第5項 環 境 対 策 費	362,724	△ 22,038	340,686	
	第6項 廃 棄 物 対 策 費	838,750	△ 142,978	695,772	

第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	170,457,069	△ 2,279,259	168,177,810
	第2項 国保・福祉指導費	27,465,037	2,705,457	30,170,494
	第3項 医務薬事費	42,840,092	1,398,460	44,238,552
	第4項 医師・看護職員確保対策費	12,196,070	△ 1,268,384	10,927,686
	第5項 高齢福祉保健費	1,485,613	△ 59,561	1,426,052
	第6項 健康対策費	37,800,968	△ 621,179	37,179,789
	第7項 生活衛生費	7,266,817	△ 1,387,299	5,879,518
	第8項 障害福祉費	1,697,613	△ 5,107	1,692,506
	第9項 児童家庭費	19,069,242	△ 210,188	18,859,054
第5款 労働費		20,635,617	△ 2,831,458	17,804,159
	第1項 労働委員会費	3,787,957	△ 803,804	2,984,153
	第2項 労働政策雇用費	127,159	△ 1,145	126,014
第6款 産業費	第3項 職業能力開発費	1,275,845	△ 361,279	914,566
		2,384,953	△ 441,380	1,943,573
	第1項 産業政策費	141,164,082	△ 47,946,426	93,217,656
	第2項 産業振興費	125,268,336	△ 46,273,613	78,994,723
	第3項 商業・地場産業振興費	1,632,120	△ 128,941	1,503,179
第4項 産業立地費		282,114	△ 45,217	236,897
	第5項 産業観光費	11,836,570	△ 1,338,766	10,497,804
		2,144,942	△ 159,889	1,985,053

第7款 農 林 水 産 業 費			95,419,413	△ 11,123,688	84,295,725
第1項 農 業 費	業 務 費		3,894,222	17,631	3,911,853
第2項 地 域 農 政 推 進 費	費		9,819,226	△ 1,889,205	7,930,021
第3項 農 産 園 芸 費	費		1,663,122	△ 174,077	1,489,045
第4項 農 産 営 業 費	費		3,789,656	△ 385,935	3,403,721
第5項 食 品 流 通 費	費		436,507	△ 9,154	427,353
第6項 畜 産 業 費	費		862,553	△ 35,435	827,118
第7項 水 産 業 費	費		4,316,224	△ 110,648	4,205,576
第8項 林 業 費	業 費		14,517,519	△ 2,443,096	12,074,423
第9項 農 地 管 理 費	費		5,610,610	△ 126,490	5,484,120
第10項 農 地 基 盤 整 備 費	費		48,425,512	△ 5,609,383	42,816,129
第11項 農 地 計 画 費	費		2,084,262	△ 357,896	1,726,366
第8款 土 木 費			173,973,568	△ 10,208,544	163,765,024
第1項 土 木 管 理 費	費		11,221,842	103,284	11,325,126
第2項 道 路 橋 り 費	費		61,162,399	638,861	61,801,260
第3項 河 川 海 岸 防 護 費	費		37,950,259	△ 576,456	37,373,803
第4項 砂 防 計 画 費	費		15,145,461	△ 193,769	14,951,692
第5項 都 市 計 画 費	費		6,997,805	△ 242,831	6,754,974
第6項 建 築 費	費		18,830,038	△ 1,213,785	17,616,253
第7項 交 通 策 費	費		7,204,163	△ 2,155,084	5,049,079
第8項 港 灣 振 興 費	費		1,409,255	△ 417,446	991,809
第9項 港 灣 費	費		13,337,335	△ 5,984,816	7,352,519

第9款 警 察 費	第10項 空 港 費	715,011	△ 166,502	548,509
第1項 警 察 費	第1項 警 察 費	50,223,024	△ 572,618	49,650,406
第2項 警 察 費	第2項 警 察 費	46,728,523	△ 405,844	46,322,679
		3,494,501	△ 166,774	3,327,727
第10款 教 育 費	第1項 教 育 費	217,641,117	△ 324,348	217,316,769
	第2項 小 學 費	8,054,101	23,010	8,077,111
	第3項 中 等 學 校 費	124,950,376	439,041	125,389,417
	第4項 高 等 學 校 費	50,071,924	△ 462,714	49,609,210
	第5項 特 別 支 援 學 校 費	18,783,008	105,807	18,888,815
	第6項 生 涯 學 習 推 進 費	469,649	△ 63,198	406,451
	第7項 文 化 行 政 費	2,245,411	△ 352,874	1,892,537
	第8項 保 健 體 育 費	1,583,193	57,433	1,640,626
	第9項 私 學 教 育 振 興 費	10,094,839	△ 85,010	10,009,829
	第10項 大 學 費	1,388,616	14,157	1,402,773
第11款 災 害 復 旧 費	第1項 農 林 水 產 施 設 災 害 復 旧 費	10,283,847	426,743	10,710,590
	第2項 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,388,065	14,314	2,402,379
		7,895,782	412,429	8,308,211
第12款 県 債 費	第1項 県 債 費	315,630,634	△ 2,221,817	313,408,817
		315,630,634	△ 2,221,817	313,408,817
第13款 諸 支 出 金		124,159,300	16,847,428	141,006,728

第1項	公營企業貸付金	19,661,995	△	90,951	19,571,044
第2項	雑支出	3,570,700	△	7,000	3,563,700
第3項	地方消費税清算金	52,396,439		10,645,187	63,041,626
第4項	利子割交付金	423,215		75,988	499,203
第5項	配当割交付金	1,890,702	△	498,366	1,392,336
第6項	株式等譲渡所得割交付金	516,780		696,437	1,213,217
第7項	地方消費税交付金	38,343,688		5,940,755	44,284,443
第8項	ゴルフ場利用税交付金	396,200		11,145	407,345
第9項	自動車取得税交付金	1,771,477		32,547	1,804,024
第10項	軽油引取税交付金	5,181,310		41,629	5,222,939
第11項	利子割精算金	6,794		57	6,851
歳出	合計	1,347,856,869	△	54,189,218	1,293,667,651

第2表 継続費補正 1 変更	款	項	事業名	補		正		前		補		正		後	
				総額	千円	年度	年割額	年度	年割額	総額	千円	年度	年割額	年度	年割額
第8款 土木費	第2項 道橋りょう費		県道佐波一周線 緊急地方道路整備事業 (竹ヶ鼻トンネル)	3,800,000	千円	26	千円 0	26	千円 0	3,800,000	千円	26	0		
						27	600,000	27	0						
						28	1,000,000	28	600,000						
						29	1,000,000	29	1,000,000						
						30	1,000,000	30	1,000,000						
						31	200,000	31	1,000,000						
								32	200,000						
						27	300,000	27	257,650						
						28	900,000	28	942,350						
						29	600,000	29	600,000						
						30	300,000	30	300,000						
							2,200,000	千円							
			県道十日町当間塩沢線 緊急地方道路整備事業 (当間トンネル)	2,200,000	千円	29	600,000	29	600,000	2,200,000	千円	29	600,000		

				31	100,000		31	100,000	
				15	0		15	0	
				16	450,000		16	450,000	
				17	425,000		17	425,000	
				18	350,000		18	350,000	
				19	500,000		19	500,000	
				20	430,000		20	430,000	
				21	500,000		21	500,000	
				22	867,000		22	867,000	
				23	1,221,800		23	1,221,800	
				24	712,700		24	712,700	
				25	898,600	23,530,000	25	898,600	
				26	1,160,000		26	1,160,000	
				27	996,092		27	983,770	
				第3項 河川海岸費					
				(鶴川治水ダム事業費)					

				28	1,145,000	28	1,145,000				
				29	1,217,000	29	1,217,000				
				30	2,319,000	30	2,319,000				
				31	2,800,000	31	2,800,000				
				32	2,770,000	32	2,770,000				
				33	2,664,639	33	2,676,961				
				34	1,546,969	34	1,546,969				
				35	556,200	35	556,200				
第6項 建築費	十日町病院改築事業	11,697,776	11,697,776	25	0	25	0				
				26	533,497	26	533,497				
				27	3,726,080	27	3,719,041				
				28	61,674	28	335,500				
				29	1,127,110	29	1,465,611				
				30	2,514,795	30	2,688,377				
								11,697,776			
								11,697,776			

			31	3,363,375		31	2,582,109
			32	212,926		32	215,322
			33	158,319		33	158,319
			27	476,316		27	284,741
			28	2,241,226		28	784,082
			29	4,195,448		29	4,290,471
加茂病院改築事業	6,940,640	6,940,640	30	10,196		30	1,563,160
			31	17,454		31	746
						32	17,440

第3表 債務負担行為補正 1 追加					
事	項	期 間	限 度 額	説 明	
	新潟ふるさと村アピール館管理協定	平成28年度から 平成34年度まで	1,006,600千円		
	県道十日町六日町線緊急地方道路整備工事請負契約	平成28年度	30,000千円		

2 変 更 事 項	補 期		正 限		補 期		正 限		明 説
	期	額	期	額	期	額	期	額	
	前	後	前	後	前	後	前	後	
新潟県LANシステム・住民基本台帳ネットワークシステム・共通基盤システム運用管理委託契約	平成27年度から平成31年度まで	408,244千円	平成27年度から平成31年度まで	423,549千円					
一般国道404号信号機賃借契約	平成26年度から平成27年度まで	10,000千円	平成26年度から平成28年度まで	16,000千円					
県道佐渡一周線仮設橋賃借契約	平成26年度から平成28年度まで	50,000千円	平成26年度から平成29年度まで	70,000千円					
県道佐渡一周線仮設橋賃借契約	平成27年度から平成28年度まで	30,000千円	平成27年度から平成29年度まで	42,000千円					
県道佐渡一周線仮設土留柵賃借契約	平成26年度から平成27年度まで	16,000千円	平成26年度から平成29年度まで	20,000千円					
県道佐渡一周線信号機賃借契約	平成26年度から平成27年度まで	6,000千円	平成26年度から平成29年度まで	6,000千円					
交番駐在所賃借契約 (相手方 警察共済組合新潟県支部長)	平成28年度から平成51年度まで	総額169,445千円以内と公租公課及び火災保険料の実額との合計額	平成28年度から平成51年度まで	総額152,610千円以内と公租公課及び火災保険料の実額との合計額					五泉警察署猿和田駐在所外3か所賃借期間が満了し、賃借料を完済した後に、賃借物件の所有権を、県が無償で取得する。

第4表 地方債補正 1 追加					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
減収補てん債	千円 4,574,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	

2 変 更		補		正		前		正		後	
		起債の目的	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業費	7,297,000	千円	7,431,000								
河川事業費	15,331,000		15,470,000								
海岸事業費	693,000		679,000								
街路事業費	558,000		557,000								
公園事業費	1,029,000		994,000								
港湾事業費	8,323,000		3,757,000								
空港事業費	265,000		181,000								
水産事業費	176,000		175,000								
漁港事業費	553,000		544,000								
林道事業費	480,000		370,000								
治山事業費	3,490,000		2,843,000								
農地事業費	11,473,000		8,675,000								

借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)

年9パーセント以内

補正前に同じ

災害復旧事業費	3,219,000				3,301,000
学校教育施設等整備事業費	2,545,000				2,389,000
生涯学習施設等整備事業費	23,000				0
社会福祉施設整備事業費	693,000				356,000
施設整備事業費 (一般財源化分)	645,000				700,000
地域活性化事業費	1,248,000				1,247,000
防災対策事業費	4,197,000				3,360,000
地方道路等整備事業費	16,528,000				16,169,000
合併特例事業費	3,543,000				3,411,000
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	860,000				615,000
河川等整備事業費	1,438,000				985,000
臨時高等学校改築等事業費	1,929,000				1,981,000
交通安全施設整備事業費	395,000				319,000
地域機関改修事業費	484,000				472,000

地域プロジェクト事業費	172,000	150,000
合併市町村特別対策事業費	300,000	0
移動通信用鉄塔設置整備事業費	2,000	0
国立・国定公園施設整備事業費	20,000	17,000
地域用水環境整備事業費	37,000	26,000
医療体制整備事業費	109,000	73,000
魚沼基幹病院出資事業費	3,938,000	3,919,000
北陸新幹線整備事業費	2,163,000	503,000
えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費	2,249,000	1,834,000
公共施設等除却費	244,000	155,000
行政改革推進債	10,071,000	8,763,000
臨時財政対策債	59,300,000	59,672,000
退職手当債	7,829,000	6,326,000
合 計	308,461,000	293,031,000

平成27年度新潟県債管理特別会計補正予算

平成27年度新潟県債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ939,307千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220,440,758千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費収入	第1項 繰入金	221,380,065 千円	△ 939,307 千円	220,440,758 千円
	繰入金	221,380,065	△ 939,307	220,440,758
歳入	合計	221,380,065	△ 939,307	220,440,758

2 歳 出		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款	債 費		千円 221,380,065	千円 △ 939,307	千円 220,440,758
		第1項 県 債 費	221,380,065	△ 939,307	220,440,758
	出 計	合 計	221,380,065	△ 939,307	220,440,758

平成27年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ326,816千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,580,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくり資金貸付収入	第1項 諸収入	1,907,656 千円	△ 326,816 千円	1,580,840 千円
	第2項 繰越金	886,037	△ 10,000	876,037
	合 計	1,021,619	△ 316,816	704,803
歳 入	合 計	1,907,656	△ 326,816	1,580,840

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款	地域づくり事業		千円 1,907,656	千円 △ 326,816	千円 1,580,840
	貸付事業費	第1項	1,021,619	△ 316,816	704,803
	貸付事業費	第2項	886,037	△ 10,000	876,037
歳	出	合計	1,907,656	△ 326,816	1,580,840

平成27年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256,053千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,905,717千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入	第2項 財産収入	1,649,664	256,053	1,905,717
	第4項 繰入金	1,054	△	369
	第5項 諸収入	458,433	207,992	666,425
	第7項 分担金及び負担金	41,497	155,878	197,375
	第8項 繰越金	743,213	△	630,303
歳入	合計	1,649,664	256,053	1,905,717

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		千円 1,645,164	千円 256,053	千円 1,901,217
	第1項 災害救助費	1,049,595	△ 153,468	896,127
	第2項 基金積立金	1,054	134,134	135,188
	第4項 繰出金	13,792	275,387	289,179
歳 出	合 計	1,649,664	256,053	1,905,717

平成27年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,337千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児者総合施設事業収入		千円 8,336	千円 1	千円 8,337
	第1項 財産収入	171	1	172
歳 入	合 計	8,336	1	8,337

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 心身障害児者費 総合施設事業	第2項 繰出金	千円 8,336	千円 1	8,337	
		8,325	1	8,326	
歳 出 合 計		8,336	1	8,337	

平成27年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ965,433千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,548,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付収入	第2項 諸 収 入	3,514,277	△ 965,433	2,548,844
	第3項 県 債	639,652	△ 55,433	584,219
	第4項 繰 越 金	500,000	△ 455,000	45,000
	合 計	2,367,561	△ 455,000	1,912,561
歳 入	合 計	3,514,277	△ 965,433	2,548,844

2 歳 出		補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付業	第1項 貸付事業費	千円 3,514,277	△ 965,433	千円 2,548,844
	第2項 県債費	2,192,722	△ 910,000	1,282,722
	第3項 県線債費	434,960	△ 37,917	397,043
	第3項 繰出金	886,595	△ 17,516	869,079
歳 出 合 計		3,514,277	△ 965,433	2,548,844

第2表 地方債補正 1 変更									
起債の目的	補			正			後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備費 導入資金貸付事業費	千円 500,000	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	千円 45,000	補正前	補正前	同じ	

平成27年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255,543千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業改善貸付事業資金収入		千円 122,657	千円 △ 110	千円 122,547
	第1項 繰入金	399	△ 110	289
歳入	合計	255,653	△ 110	255,543

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款	林業改善事業資金費	第1項貸付事業費	千円 122,607	△ 110	千円 122,497
歳	出	合 計	255,653	△ 110	255,543

平成27年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,226千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,009千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	第1項 繰入金	81,235 千円	△ 16,226 千円	65,009 千円
	第3項 繰越金	551	△ 226	325
	第3項 繰越金	80,623	△ 16,000	64,623
歳入	合計	81,235	△ 16,226	65,009

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款	沿岸漁業改善事業資金費		千円 81,185	△ 16,226	千円 64,959
		第1項貸付事業費	81,185	△ 16,226	64,959
歳	出	合 計	81,235	△ 16,226	65,009

平成27年度新潟県有林事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39,416千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,471千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
第1款 県有林事業収入		153,887	△ 39,416	114,471
	第1項 国庫支出金	21,304	△ 16,284	5,020
	第2項 財産収入	22,192	△ 14,919	7,273
	第3項 雑収入	91,466	△ 151	91,315
	第4項 雑収入	474	△ 337	137
	第5項 県債	2,374	△ 2,374	

	第6項繰越金	11,077	△ 5,351	5,726
歳入	合計	153,887	△ 39,416	114,471

2 歳 出		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 県有林事業費	款	第1項 事業費	千円 152,887	△ 39,416	千円 113,471
		第2項 県償費	62,763	△ 39,266	23,497
歳 出 合 計		計	153,887	△ 39,416	114,471

第2表 地方債補正 1 変更												
起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法		
県有林事業費	2,374	千円	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。							

平成27年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ168,349千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ402,265千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金収入	第1項 財産収入	570,614千円	△ 168,349千円	402,265千円
	合計	568,699	△ 168,349	400,350
歳入	合計	570,614	△ 168,349	402,265

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款	都市開発資金事業費		千円 570,614	千円 △ 168,349	千円 402,265
		第2項 繰 出 金	568,699	△ 168,349	400,350
歳	出	合 計	570,614	△ 168,349	402,265

平成27年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,967,545千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,324,315千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業収入		千円 13,291,860	千円 △ 2,967,545	千円 10,324,315	
	第1項 分担金及び負担金	4,920,604	△ 549,435	4,371,169	
	第2項 使用料及び手数料	455	△ 24	431	
	第3項 国庫支出金	3,561,647	△ 1,676,497	1,885,150	
	第4項 財産収入	891	167	1,058	
	第5項 繰入金	2,038,586	△ 36,088	2,002,498	
	第6項 諸収入	336,049	△ 50,287	285,762	
	第7項 県債	2,347,000	△ 584,000	1,763,000	
	第8項 繰越金	86,628	△ 71,381	15,247	
歳 入	合 計	13,291,860	△ 2,967,545	10,324,315	

2 歳 出						
款	項	補正前の額	補正額	計		
第1款 流域下水道事業費		13,205,232 千円	△ 2,881,417 千円	10,323,815		
	第1項 管理費	3,414,326	△ 56,080	3,358,246		
	第2項 建設費	6,436,529	△ 2,791,995	3,644,534		
	第3項 県債費	3,354,377	△ 33,342	3,321,035		
第2款 予備費		86,628	△ 86,128	500		
	第1項 予備費	86,628	△ 86,128	500		
歳出	合計	13,291,860	△ 2,967,545	10,324,315		

第2表 継続費補正 1 変 更												
款	項	事業名	補 正		補 前		補 正		補 後			
			補 額	年 度	補 額	年 度	補 額	年 度	補 額	年 度		
第1款 流域事業 第2項 建設費 信濃川下流事業(新潟処理区域)	第2項 建設費	信濃川下流事業(新潟処理区域)	千円	8	千円	8	千円	8	千円	8		
					964,459		964,459		964,459		964,459	
					1,234,836		1,234,836		1,234,836		1,234,836	
					2,083,400		2,083,400		2,083,400		2,083,400	
					1,924,000		1,924,000		1,924,000		1,924,000	
					2,559,000		2,559,000		2,559,000		2,559,000	
					1,618,000		1,618,000		1,618,000		1,618,000	
					1,279,500		1,279,500		1,279,500		1,279,500	
					197,360		197,360		197,360		197,360	
					256,000		256,000		256,000		256,000	
					54,700		54,700		54,700		54,700	
					22,375,595		22,375,595		22,375,595		22,375,595	
					22,767,159		22,767,159		22,767,159		22,767,159	

62	1,552,457	62	1,552,457
63	1,622,000	63	1,622,000
元	1,536,000	元	1,536,000
2	1,560,000	2	1,560,000
3	1,562,000	3	1,562,000
4	3,850,000	4	3,850,000
5	3,024,200	5	3,024,200
6	1,203,900	6	1,203,900
7	3,024,850	7	3,024,850
8	1,473,310	8	1,473,310
9	1,474,242	9	1,474,242
10	1,444,600	10	1,444,600
11	1,009,800	11	1,009,800
12	2,152,000	12	2,152,000

13	2,456,500	13	2,456,500
14	1,661,300	14	1,661,300
15	835,400	15	835,400
16	442,600	16	442,600
17	124,000	17	124,000
18	279,600	18	279,600
19	559,650	19	559,650
20	691,800	20	691,800
21	1,230,700	21	1,230,700
22	1,023,005	22	1,023,005
23	1,078,289	23	1,078,289
24	1,376,107	24	1,376,107
25	951,990	25	951,990
26	589,727	26	589,727

14	3,473,000	14	3,473,000
15	2,750,000	15	2,750,000
16	3,070,500	16	3,070,500
17	2,603,000	17	2,603,000
18	2,176,000	18	2,176,000
19	1,732,600	19	1,732,600
20	2,163,000	20	2,163,000
21	1,388,700	21	1,388,700
22	803,447	22	803,447
23	272,219	23	272,219
24	504,278	24	504,278
25	1,221,441	25	1,221,441
26	1,776,918	26	1,776,918
27	1,482,000	27	1,022,911

		28	160,000		28	648,990
					29	294,071
		7	1,636,800		7	1,636,800
		8	886,800		8	886,800
		9	1,629,350		9	1,629,350
		10	3,513,908		10	3,513,908
		11	3,948,000		11	3,948,000
		12	4,716,000		12	4,716,000
		13	4,946,000		13	4,946,000
		14	4,557,500		14	4,557,500
		15	5,734,500		15	5,734,500
		16	4,416,900		16	4,416,900
		17	3,755,500		17	3,755,500
		18	4,240,600		18	4,240,600
					60,122,396	
					59,903,586	
				西 川 流 域 下 水 道 事 業 費 (西 川 処 理 区)		

第3表 債務負担行為補正 1 追 加					
事 項	期 間	限 度	額	説 明	
信濃川下流域下水道建設工事請負契約	平成28年度		105,400千円		

平成27年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,349,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 港湾整備事業収入		千円 2,450,914	千円 △ 101,000	千円 2,349,914	
	第1項 使用料及び手数料	1,156,708	5,956	1,162,664	
	第2項 在庫支出金	15,000	△ 15,000		
	第5項 収入債	10,951	44	10,995	
	第6項 県	542,000	△ 92,000	450,000	
歳 入	合 計	2,450,914	△ 101,000	2,349,914	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 港湾整備事業費		千円 2,450,761	千円 △ 101,000	千円 2,349,761	
	第1項 事業費	850,770	△ 101,000	749,770	
歳	出 合 計	2,450,914	△ 101,000	2,349,914	

平成 27 年 度 新 潟 県 電 気 事 業 会 計 補 正 予 算

(総 則)

第 1 条 平成27年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元 予 定 量	変 更 予 定 量
	営 業 関 係	供 給 電 力 量		
1		MWh	MWh	MWh
		574,394	553,843	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	電 気 事 業 収 益	10,894,681	△ 257,112	10,637,569
第1項	営 業 収 益	10,720,876	△ 260,222	10,460,654
第2項	財 務 収 益	2,901	3,128	6,029
第3項	事 業 外 収 益	170,904	△ 18	170,886

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	電気事業費	5,566,193	△ 3,427	5,562,766
第1項	営業費	4,387,023	△ 78,080	4,308,943
第2項	財務費	488,943	△ 59,101	409,842
第3項	事業外費	690,227	133,754	823,981

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,388,006千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	792,320	△ 249,581	542,739
第2項	固定資産売却代金	300	827	1,127
第3項	貸付金返済金	255,803	△ 252,484	3,319
第4項	受託金	49,607	600	50,207
第6項	国庫補助金		1,476	1,476

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	2,931,031	△ 286	2,930,745
第1項 建設改良費	1,490,400	△ 894	1,489,506
第3項 投資	11	16	27
第5項 受託工事費	34,655	592	35,247

区 分	支出予定額 千円	充当財源 収入予定額 千円	差引不足額 千円	補 て ん 財 源				消費 税 支 調 整 額 千円
				過 去 損 留 保 留 金 千円	当 年 損 留 保 留 金 千円	減 積 立 金 千円	債 積 立 金 千円	
第1項 建設改良費	1,489,506	507,482	982,024	789,691	2,319	84,000	94,000	106,014
第2項 企業債償還金	1,304,965		1,304,965	1,210,965				
第3項 投資	27		27	27				
第4項 他会計繰出金	100,000		100,000				100,000	
第5項 受託工事費	35,247	35,247						
第6項 雑支出	1,000	10	990	990				
計	2,930,745	542,739	2,388,006	2,001,673	2,319	84,000	94,000	106,014

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金		更		額
			総額	年割額	総額	年割額	総額	年割額	
1	資本的支出	1 建設改良費	胎内第四電所 建設	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				3,357,806	64,697	3,357,806	64,697	22	64,697
					84,037		84,037	23	84,037
					232,570		232,570	24	232,570
					126,178		126,178	25	126,178
				3,357,806	245,932	3,357,806	245,932	26	245,932
					231,018		231,018	27	231,018
					323,728		323,728	28	280,969
					1,612,163		1,612,163	29	1,654,991
					437,483		437,483	30	437,414

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与費	千円 1,002,048	千円 917,281

平成27年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成27年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分			元 予 定 量	変 更 予 定 量
	1 給 水 先 数	2 年 間 総 給 水 量	3 一 日 平 均 給 水 量		
1 営 業 関 係	91か所	56,255,380 立方メートル	153,703 立方メートル	92か所 51,016,634 立方メートル	139,390 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業収益	2,037,427	△ 52,358	1,985,069
第1項 営業収益	1,545,678	△ 4,244	1,541,434
第2項 営業外収益	253,981	81,977	335,958
第3項 特別利益	237,768	△ 130,091	107,677

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業費用	2,303,663	△ 161,308	2,142,355
第1項 営業費用	2,232,543	△ 250,061	1,982,482
第2項 営業外費用	61,120	88,753	149,873

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額179,815千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	425,446	△ 244,984	180,462
第1項 企業債	414,300	△ 253,800	160,500
第2項 他会計補助金	11,116	△ 649	10,467
第4項 国庫補助金		1,425	1,425
第5項 雑収入		8,040	8,040

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	580,860	△ 220,583	360,277
第1項 建設改良費	458,753	△ 229,583	229,170
第2項 企業債償還金	122,107	9,000	131,107

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補てん財源			
					減積立金	建設改良積立金	過損留保資金	年度 益勘定 資金
	第1項 建設改良費	千円 229,170	千円 180,462	千円 48,708	千円 32,949	千円 109	千円 15,650	千円 785
	第2項 企業償還金	131,107		131,107	31,209	99,113		
	計	360,277	180,462	179,815	32,949	99,222	16,435	

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
新潟臨海工業用水道改築事業費	千円 242,500	千円 74,600
新潟臨海工業用水道設備増強費	138,900	85,900
上越工業用水道設備増強費	32,900	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 448,093	千円 458,516

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を

37,645千円に改める。

平成27年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成27年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
1	営業関係土地の売却	平方メートル 277,000	平方メートル 105,473

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	工業用地造成事業収益	千円 4,758,775	千円 △ 2,135,190	千円 2,623,585
第1項	営業収益	3,960,040	△ 2,139,258	1,820,782
第2項	営業外収益	798,735	4,068	802,803

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	3,484,667	△ 1,499,455	1,985,212
第1項 営業費用	3,454,735	△ 1,498,452	1,956,283
第2項 営業外費用	28,932	△ 1,003	27,929

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額337,889千円は、次のとおり補てんするものとする。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	590,493	△ 252,484	338,009
第3項 他会計借入金返済金	255,803	△ 252,484	3,319

区 分	支 出 予 定 額 千円	充 当 財 源 額 千円	差 引 不 足 額 千円	補 て ん 財 源	
				当 勤 年 度 留 保 資 金	益 金
第1項 工業用地造成費	22,500	120	22,380	22,380	22,380
第2項 企業債償還金	312,180		312,180	312,180	312,180
第3項 他会計借入金返済金	3,319		3,319	3,319	3,319
第4項 雑 支 出	10		10	10	10
計	338,009	120	337,889		337,889

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	59,172 千円	59,523 千円

(議会からの補助金)

第6条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,437千円に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

平成27年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成27年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	積	変	更	積
1	土地の売却		平方メートル 38,717			平方メートル 11,088

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	用地造成事業収益	千円 293,171	千円 △ 166,232	千円 126,939
第1項	営業収益	290,873	△ 166,251	124,622
第2項	営業外収益	2,298	19	2,317

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 用地造成事業費用	千円 180,494	千円 △ 110,022	千円 70,472
第1項 営業費用	180,288	△ 109,969	70,319
第2項 営業外費用	206	△ 53	153

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額1,288千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	千円 1,515	千円 △ 227	千円 1,288
第1項 用地造成事業費用	1,515	△ 227	1,288

平成27年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成27年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	予	定	量	変	更	予	定	量
年間患者数	入	院	外	計	842,000 人			805,000 人		
	1,312,000 人				1,306,000 人					
1日平均患者数	入	院	外	計	2,154,000 人			2,199 人		
	2,301 人				5,399 人			5,374 人		
					7,700 人			7,573 人		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	71,314,542	1,478,997	72,793,539
第1項 医療収益	57,965,929	△ 1,755,905	56,210,024
第2項 医療外収益	13,306,427	3,234,848	16,541,275
第3項 特別利益	42,186	54	42,240

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	71,232,002	1,505,946	72,737,948
第1項 医療費用	69,354,626	1,719,572	71,074,198
第2項 医療外費用	1,877,176	△ 213,426	1,663,750
第3項 特別損失	200	△ 200	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,104,085千円は、過年度分損益勘定留保資金1,523,052千円及び当年度分損益勘定留保資金3,581,033千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	11,177,623 千円	△ 1,578,532 千円	9,599,091 千円
第1項 固定資産売却代	259,890	33,937	293,827
第2項 投資回収金	1,521	110,084	111,605
第3項 企業債	6,589,000	△ 398,000	6,191,000
第5項 負担金交付金	2,267,440	△ 1,324,199	943,241
第6項 その他資本的収入	29,362	△ 354	29,008

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	15,092,281 千円	△ 389,105 千円	14,703,176 千円
第1項 建設改良費	8,996,253	△ 390,018	8,606,235
第3項 投資	1,521	84	1,605
第5項 その他資本的支出		829	829

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事 業 名	元		金 額		変 更		金 額
			総 額	千 円	年 度	年 割 額	総 額	千 円	
1 資本的支出	1 建設改良費	十日町病院改築事業	千円	千円	25	千円	25	千円	0
					26	546,230	26		546,230
					27	3,761,792	27		3,726,370
					28	108,795	28		409,913
					29	12,447,889	29	12,447,889	1,519,942
					30		30		2,772,782
					31		31		2,722,143
					32		32		409,419
					33		33		341,090
					27		27		290,004
					28		28		802,010
					29		29		4,323,017
					30	7,513,435	30	7,513,435	1,683,778

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

科 目	元 金 額	変 更 金 額
たな卸資産購入限度額	千円 17,582,774	千円 18,313,219

平成27年度新潟県魚沼基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成27年度新潟県魚沼基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区 別	分		元 予 定 量	変 更 予 定 量
	入 外	計		
病 床 数			354床	308床
年 間 患 者 数	入	院	87,000人	76,000人
	外	来	143,000人	122,000人
		計	230,000人	198,000人
1日平均患者数	入	院	285人	248人
	外	来	703人	598人
		計	988人	846人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	2,695,630	△ 218,269	2,477,361
第2項 医療外収益	2,674,029	△ 218,269	2,455,760

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	3,216,543	△ 379,485	2,837,058
第1項 医療費用	1,581,547	△ 28,530	1,553,017
第2項 医療外費用	1,634,996	△ 350,955	1,284,041

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	4,055,922	△ 29,376	4,026,546
第1項 企業債	2,346,000	△ 10,000	2,336,000
第2項 負担金交付金	1,709,922	△ 19,376	1,690,546

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	4,055,922	△ 29,376	4,026,546
第1項 建設改良費	4,042,895	△ 29,376	4,013,519

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額 千円	変更金額 千円
病院整備事業費	2,346,000	2,336,000

(他会計からの補助金)

第6条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1,472,229千円に改める。

平成27年度新潟県一般会計補正予算

平成27年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
第2款 総務費	第1項 政策費	地域プロジェクト事業費	121,010 千円
	第2項 総務管理費	地域活性化推進費	202,321
		本庁舎整備費	762,330
		県有財産管理費	130,301
		地域振興局等整備費	929
		防災行政無線体制整備費	10,666

第3款 県民生活・環境費	第2項 防災費	新潟県航空消防防災体制整備費	497,027
		航空消防救急無線整備費	32,039
第4款 福祉保健費	第5項 高齢福祉保健費	地域防災力向上費	34,207
		高齢者福祉施設整備補助金	1,304,796
	第8項 障害福祉費	バリアフリーーまちづくり事業費	518,866
		障害者支援施設等整備補助金	272,759
		保育所等設置補助金	1,539
第2項 産業費	新エネルギー産業群形成費	2,000	
第7款 農林水産業費	第2項 地域農政推進費	農林水産業総合振興事業助成費	296,311
第7項 水産業費	第7項 水産業費	広域漁場整備事業費	162,096
		漁場環境保全創造事業費	65,702
	加茂湖海水導入施設維持管理費	6,027	
	水産海洋研究所施設整備費	30,240	
	県営水産流通基盤整備事業費	59,870	

	県営水産物供給基盤機能保全事業費	227,057
	市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	113,470
	県営漁港整備事業費	16,332
第8項 林業費	林道開設事業費	407,363
	林道開設事業助成費	113,498
	県単林道整備事業補助金	21,870
	地域活性化林道事業費	52,762
	予防治山事業費	274,302
	防災林造成事業費	43,797
	奥地保安林保全緊急対策事業費	18,776
	地すべり防止事業費	69,881
	小規模模治山事業費	9,149
第9項 農地管理費	土地改良施設県管理費	276,411
第10項 農地基盤整備費	県営かんがい排水事業費	367,762

県営ストックマキ幹水メソント施設事業費	94,178
県営農地防災排水事業費	75,364
県営地すべり対策農地事業費	7,522
県営地盤沈下対策農地事業費	58,910
国営附帯県営農地防災事業費	9,233
県営特定農業用管水路等特別対策事業費	4,358
県営農道整備事業費	204,696
過疎地域等農道代行事業費	51,680
県営地域用水環境整備事業費	53,758
県営中山間地域対策事業費	353,521
地域農業水利施設ストックマネジメント事業助成費	7,650
団体営農村振興総合整備事業助成費	8,457
地盤整備促進事業助成費	20,808
県営地すべり防止事業費	120,635

	県単農業・農村整備事業補助金	45,678
	中山間地域耕作条件改善事業助成費	78,175
	県単農道特殊改良事業費	35,100
	基幹水利施設ストックマネジメント費	4,899
	地盤沈下対策農地事業受託費	45,823
	震災対策農業水利施設点検・調査計画金	4,989
	農村地域小水力発電導入促進事業補助金	30,841
	農業用水水利権変更更新調査費	17,790
	県営農業農村整備調査計画費	2,400
	団体営調査設計事業補助金	130,910
	土木設計管理行政事務費	7,604
	土木施設等環境整備対策費	169,191
	うるおいの新潟創成事業費	33,718
	公共事業企画調査費	12,190
	第11項 農地計画費	
	第1項 土木管理費	
第8款 土木費		

第2項 道路橋りょう費	社会資本維持管理計画推進費	20,496
	管理関係道路調査費	24,532
	建設関係道路調査費	47,342
	道路維持管理費	104,738
	舗装道路維持修繕費	77,220
	橋りょう維持修繕費	418,080
	隧道維持修繕費	109,614
	防災・防雪施設維持修繕費	126,807
	災害防除施設費	592,095
	交通安全施設費	71,461
	道路防災対策費	73,379
	橋りょう補修費	276,790
	橋りょう補修費(県単)	922,200
	隧道補修費	193,528

防 災 ・ 防 雪 施 設 補 修 費	268,833
道 路 融 雪 施 設 補 修 費	318,323
緊 急 地 方 道 路 整 備 費 (街 路)	773,635
河 川 管 理 施 設 機 能 確 保 事 業 費	67,015
排 水 機 場 等 整 備 費	35,938
魚 野 川 流 域 水 資 源 確 保 検 討 費	11,124
河 川 調 査 費	6,264
総 合 流 域 防 災 対 策 情 報 基 盤 等 整 備 費	36,020
ハ ザ ー ド マ ッ プ 作 成 ・ 周 知 支 援 費	18,000
河 川 維 持 費	278,730
河 川 環 境 整 備 費	21,591
河 川 整 備 促 進 事 業 費	36,855
河 川 災 害 復 旧 助 成 費	9,205,920
河 川 災 害 関 連 費	152,858

第3項 河川海岸費

	海岸高潮対策費	160,000
	海岸維持費	6,800
	河川総合開発事業費	2,631
第4項 砂防費	河川砂防調査費	11,600
	地すべり調査費	1,800
	砂防設備修繕費	17,626
	砂防施設維持修繕費	10,180
	地すべり防止施設維持修繕費	9,270
	急傾斜地崩壊防止施設維持修繕費	2,526
	克雪対策砂防設備改良事業費	961
	土砂災害緊急事業費	119,849
	障害防止費	18,595
	急傾斜地崩壊防止工事費	25,829
第5項 都市計画費	街路事業費	206,181

	公園維持管理費	32,400
	流域別下水道整備総合計画策定費	6,922
第6項 建設費	耐震建物づくり支援費	1,953
	県立病院整備事業費	122,914
	公営住宅建設費	43,935
	住環境整備費	2,500
	県営住宅管理費	59,660
第7項 交通政策費	北陸新幹線整備負担金	151,181
第9項 港湾費	港湾等調査費	20,050
	港湾修繕費	41,686
	港湾整備費	95,000
	港湾改修費	581,106
	港湾環境整備費	17,289
	港湾施設改良統合補助事業費	370,273

第9款	警 察 費	港 湾 海 岸 保 全 費	362,779
第10款	教 育 費	東 区 警 察 署 (仮 称) 建 築 費	97,684
		高 校 全 面 改 築 費	972,562
第11款	災 害 復 旧 費	高 校 大 規 模 ・ 耐 震 改 修 費	37,622
		高 校 大 規 模 ・ 耐 震 改 修 費 (県 単)	1,347,772
		特 別 支 援 学 校 バ リ ア フ ェ ィ ー 一 整 備 費	28,306
		特 別 支 援 学 校 バ リ ア フ ェ ィ ー 一 整 備 費 (県 単)	64,253
		少 年 自 然 の 家 建 設 費	47,940
第11款	災 害 復 旧 費	認 定 こ じ ゃ 園 整 備 等 補 助 金	5,740
		林 道 施 設 災 害 復 旧 事 業 助 成 費	25,847
第11款	災 害 復 旧 費	治 山 施 設 災 害 復 旧 費	122,206
		耕 地 災 害 復 旧 費	311,319
		建 設 関 係 災 害 復 旧 費	2,732,966
第11款	災 害 復 旧 費	県 単 災 害 復 旧 費	2,094

30,802,739		計	台
------------	--	---	---

2 変更					
款	項	事業名	補正前の額 千円	補正後の額 千円	
第2款 総務費	第2項 総務管理費	庁舎維持特定修繕費	191,913	205,999	
第7款 農林水産業費	第7項 水産業費	県営水産生産基盤整備事業費	200,000	833,942	
		市町村営漁港施設機能強化事業補助金	56,500	281,922	
	第8項 林業費	民有林造林奨励補助金	140,800	326,800	
		復旧治山事業費	100,800	135,224	
第8款 土木費	第10項 農地基盤整備費	県営湛水防除事業費	331,000	1,254,001	
		県営ため池等整備事業費	332,964	404,042	
	第11項 農地計画費	県営経営体育成基盤整備事業費	7,777,660	9,059,474	
		地籍調査事業費	133,305	141,780	
第8款 土木費	第2項 道路橋りょう費	道路改良費	52,356	5,564,285	
		道路改良費(県単)	141,196	946,040	
			地域づくり基盤道路整備事業費	581,939	1,890,341

道 路 安 全 施 設 費	30,000	468,088
道 路 改 善 費	380,000	840,000
舗 装 道 道 補 修 費	70,000	525,778
雪 寒 施 設 整 備 費	67,769	151,917
緊 急 地 方 道 路 整 備 費	661,386	9,477,383
河 川 補 修 費	290,000	677,446
広 域 河 川 改 修 費	1,457,300	4,570,049
河 川 総 合 流 域 防 災 対 策 整 備 費	68,400	433,328
床 上 浸 水 対 策 特 別 緊 急 事 業 費	165,900	2,529,909
河 川 整 備 費	185,332	639,574
海 岸 侵 食 対 策 費	53,700	392,800
海 岸 施 設 補 修 費	70,000	159,879
海 岸 整 備 費	60,000	172,932
夕 入 施 設 緊 急 整 備 事 業 費	16,068	235,514
第3項 河 川 海 岸 費		

第10款 教育費	第1項 教育総務費	第6項 建築費	既設	公園整備費(県単)	222,863	70,400	257,262
				公園整備費	53,743	53,743	276,582
				街路整備備費	130,421	10,000	429,678
				集落雪崩対策費	27,700	62,400	273,351
				急傾斜地崩壊対策費	429,678	199,875	712,823
				地すべり防止工事費	273,351	347,360	309,754
				地すべり対策費	712,823	197,000	1,228,283
				砂防総合流域防災対策整備費	1,228,283	187,200	1,135,505
				火山砂防費	310,645	72,800	498,835
				通常砂防費	1,135,505	230,135	
				堰堤改良費	498,835		
				第4項 砂防費			
				第5項 都市計画費			

	第6項 文化行政費	世界遺産登録推進費	52,718	54,601
合	計		15,645,598	48,409,109

平成27年度新潟県有林事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	千円 1,330
		県有林費	5,000
合 計			6,330

平成27年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 流域下水道事業費	第2項 建設費	下水道事業費	千円 389,504
合	計		389,504

平成27年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
 (繰越明許費)
 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	港湾施設管理費	117,028 <small>千円</small>
		港湾施設整備費	62,000
合 計			179,028

調理師試験の実施について（公告）

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成28年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 試験日時

平成28年7月12日（火）

午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

試験地 受験者

新潟市 村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、五泉市、阿賀町、新潟市及び佐渡市居住者

長岡市 三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、出雲崎町、小千谷市、柏崎市及び刈羽村居住者

南魚沼市 魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市及び津南町居住者

上越市 上越市、妙高市及び糸魚川市居住者

県外居住者にあつては、希望の試験地とする。

（試験会場は、受験票に記載して通知する。）

3 試験科目

食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定に該当する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で、厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した者。

5 出願に関する書類

(1) 受験願書 1部

受験願書は、新潟県調理師法施行細則（昭和52年新潟県規則第21号。以下「施行細則」という。）別記第4号様式によるものとする。

(2) 調理業務従事証明書 1部

ア 調理師法第3条第1項第2号に規定する調理業務に従事した旨の証明書は、施行細則別記第5号様式によるものとし、原則として当該施設長（業務を委託している場合は、雇用主である受託業者の長）が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者又は2親等内の血族の場合、若しくは廃業等によって元の施設長がいない場合には、調理師会等所属団体の長又は同業者が証明すること。

イ 証明印は、当該施設の施設長の職印（証明者の「職名」が刻印されているもの）を用いること。個人が証明する場合は、市町村に登録されている印鑑を用い、印鑑登録証明書1部を添付すること。

ウ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であつて、多数人に対して食物を供与する施設として開始した年月日をいうものであること。

エ 訂正箇所には原則として証明者の訂正印を押すこと。

オ 一つの勤務先における従事期間が2年未満の場合は、合計して2年以上になるように別の勤務先の証明書も必要であること。

カ 勤務日数及び時間は、週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上であること。

(3) 卒業証明書等 1部

学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定に該当する者であることを証するもの（改姓者は戸籍抄本1部を添付すること）。

卒業証書の写しを提出する場合は、原本を持参し、受付時に照合を受けること。

(4) 写真 1枚

出願前6か月以内に、無帽で正面向に肩口から上を撮影したもの（縦4.5センチメートル横3.5センチメートル）で、裏面に住所、氏名、撮影年月日及び受験地を記載し、写真用台紙に貼ること。

6 受験手数料

(1) 受験手数料は、6,400円の額に相当する新潟県収入証紙を受験願書の所定の位置に貼って納入すること（収

- 入証紙は消印しないこと)。
- (2) 受験手数料は、受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。
- 7 出願に関する書類の受付期間
平成28年5月16日(月)から5月23日(月)まで
- 8 出願に関する書類の提出先
(1) 県内居住者にあつては、住所地を管轄する地域振興局健康福祉(環境)部等(新潟市においては、新潟市保健所(以下「保健所等」という。))
(2) 県外居住者にあつては、新潟県福祉保健部健康対策課(新潟市中央区新光町4番地1)
- 9 受験票の送付
受験票は、試験日の約7日前までに本人あて郵送する。
- 10 合格者の発表等
(1) 平成28年8月2日(火)午前9時から、新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び保健所等に合格者の受験番号を掲示するとともに、新潟県ホームページでも合格者の受験番号を掲載して発表する。
(2) 合格者には、合格通知書を郵送により交付する。
(3) 合格発表の日から9月2日(金)までの間(閉庁日は除く)、受験者本人が受験票及び本人であることが証明できるものを呈示することにより、新潟県福祉保健部健康対策課及び住所地を管轄する地域振興局健康福祉(環境)部において、各人の得点の開示を求めることができる。
なお、新潟市及び県外居住者については、新潟県福祉保健部健康対策課が開示場所となる。
(4) 電話による合否及び得点の照会には応じない。
- 11 その他
(1) 受験願書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合には、受験資格又は合格を取り消すことがある。
(2) 試験に関して不明な点は、保健所等又は新潟県福祉保健部健康対策課(025-280-5198)へ問い合わせること。

大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)花園ショッピングセンター
所在地 長岡市花園南部土地区画整理事業地内25街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(1) 大規模小売店舗を設置する者
・氏名又は名称 株式会社原信
法人代表者氏名 代表取締役 原 和彦
住所 長岡市中興野18番地2
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
・氏名又は名称 株式会社トップカルチャー
法人代表者氏名 代表取締役 清水 秀雄
住所 新潟市西区小針4丁目9番1号
・ほか4者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年11月17日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計6,360平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計370台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計150台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計168平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計54立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社トップカルチャー及び株式会社原信
午前7時から午後12時
 - ・株式会社セリア及び未定2者
午前9時から午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前6時30分から翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設1、2、4、5、6
午前6時から午後9時
 - ・荷さばき施設3
午前4時から午前6時
- 7 届出年月日
平成28年3月16日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成28年4月1日から平成28年8月1日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 富士屋スクエア
所在地 上越市大字土橋2283番地 外
 - 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び
-

に法人にあつては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 有限会社マルコ富士屋商店
 - 法人代表者氏名 代表取締役 小菅 一雄
 - 住所 上越市大字土橋2290番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社銀座
 - 法人代表者氏名 代表取締役 薄田 誠
 - 住所 新潟市東区木戸4丁目13番12号
 - ほか2者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年11月17日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計1,179平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計58台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計18台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計99平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計10立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社銀座ほか1者
午前8時から午後10時
 - ・株式会社ローソン
24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設1
午前9時から午後9時
 - ・荷さばき施設2
午前6時から午後9時
- 7 届出年月日
平成28年3月16日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成28年4月1日から平成28年8月1日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、新潟県厚生連労働組合執行委員長白井康博から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ、年度末・決算手当支給、労働条件改善、施設改善等要求の実現
- 2 期 間
平成28年4月2日午前0時以降、目的達成まで
- 3 場 所
糸魚川市大字竹ヶ花457番地1
糸魚川総合病院
糸魚川市大字竹ヶ花457番地1
介護老人保健施設 なでしこ
妙高市田町2丁目4番7号
けいなん総合病院
妙高市田町2丁目4番7号
介護老人保健施設 はねうま
上越市大道福田616番地
上越総合病院
上越市大道福田616番地
介護老人保健施設 アルカディア
柏崎市北半田2丁目11番3号
柏崎総合医療センター
十日町市中条己2941番地
中条病院
十日町市中条己2941番地
介護老人保健施設 きたはら
十日町市中条己2941番地
中条第二病院
小千谷市城内4丁目1番38号
魚沼病院
長岡市川崎町2041番地
長岡中央総合病院
三条市塚野目5丁目1番62号
三条総合病院
新潟市西区小針3丁目27番11号
新潟医療センター
新潟市西区小針3丁目27番11号
老人保健施設 こばり園
新潟市北区石動1丁目11番地1
豊栄病院
阿賀野市岡山町13番23号
あがの市民病院
阿賀野市岡山町13番23号
介護老人保健施設 五頭の里
村上市田端町2番17号

村上総合病院
村上市瀬波温泉2丁目4番15号
瀬波病院
佐渡市千種161番地
佐渡総合病院
佐渡市豊岡550番地
岩首診療所
佐渡市赤泊2206番地3
佐渡市赤泊診療所
佐渡市真野73番地
真野みずほ病院
佐渡市羽茂本郷22番地
羽茂病院
長岡市栄町2丁目1番50号
栃尾郷診療所
長岡市栄町2丁目1番50号
介護老人保健施設 とちお
佐渡市中興乙1601番地1
介護老人保健施設 さど

4 概 要

全職場において、全面または、一部ストライキ及び争議行為を実施します。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長山崎大輔から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 要求事項

人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求

2 期 間

平成28年4月3日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独にもしくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての競争入札に参加しようとする者の平成28年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成29年3月31日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 調達をする物品等の種類

次のとおりとする。

- (1) 文具事務機器類
- (2) 家具類
- (3) 印刷・印章類
- (4) 機械類
- (5) 薬品・肥料・資材類

- (6) 車両・船舶類
- (7) 燃料・油脂類
- (8) 工事用材料類
- (9) 雑類

2 競争入札に参加することができる者

- (1) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、許認可等を受けている者
- (2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）
- (3) 後記3に規定する税について未納がない者
- (4) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、物品入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 法人の登記事項証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
- ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- オ 新潟県に事務所又は事業所（2以上の事務所又は事業所がある場合には主たる事務所又は事業所。以下同じ。）を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書
- カ 新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 個人の場合

- ア 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）

- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書
- ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であって、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- オ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書
- カ 新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあつては、所得税の納税証明書(外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類)
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

4 申請書類の作成に用いる言語等

- (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

5 申請書用紙の請求

- 申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。
- 申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「物品入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書きし、あて先を明記した返信用封筒(角形2号)に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。
- また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページ(下記ホームページアドレス)から取得することも可能である。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kaikeikensa/20buppin.html>

6 申請の時期

- 平成29年3月31日まで随時受け付ける。
- なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

7 資格審査結果の通知

- 物品入札参加資格を有すると決定したときは、物品入札参加資格承認通知書により通知する。

8 資格の有効期間

- 物品入札参加資格決定の日から平成29年3月31日までとする。

9 申請書の提出先及び照会先

- 郵便番号950-8570
- 新潟市中央区新光町4番地1
- 新潟県出納局会計検査課物品契約係
- 電話025-280-5490(直通)

特定調達契約(庁舎等管理業務の委託)に係る競争入札参加者の資格について(公告)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、新潟県が発注する庁舎等管理業務の委託についての競争入札に参加しようとする者の平成28年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成29年2月28日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達をする庁舎等管理業務の種類

次のとおりとする。

- (1) 建築物清掃業務
- (2) 建築物空気環境測定業務
- (3) 建築物飲料水水質検査業務
- (4) 建築物飲料水貯水槽清掃業務
- (5) 建築物ねずみ昆虫等防除業務
- (6) 建築物空気調和用ダクト清掃業務
- (7) 建築物排水管清掃業務

(8) 建築物環境衛生総合管理業務

2 競争入札に参加することができる者

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の登録(以下「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録」という。)を受けている者(知事がこれと同等の庁舎等管理業務を遂行する能力があると認めた者を含む。)

(2) 営業に関し許可、認可等(以下「許認可等」という。)を必要とする場合において、これらを得ている者

(3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日(以下「審査基準日」という。)において、引き続き1年以上事業を営んでいる者(審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。)

(4) 後記3に規定する税について未納がない者

(5) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けている者以外の者

(6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 法人の場合

ア 法人の登記事項証明書(外国法人にあつては、知事が別に指示する書類)

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類

エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

カ 新潟県に事務所又は事業所(2以上の事務所又は事業所を有する場合にあつては、主たる事務所又は事業所。以下同じ。)を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書

キ 新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書(外国法人にあつては、知事が別に指示する書類)

ク 消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 個人の場合

ア 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書(日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類)

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る収支計算書

- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であって、審査基準日において当該承継の日から1年未満の者にあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書
- キ 新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあつては、所得税の納税証明書
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

4 申請書類の作成に用いる言語等

- (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

5 申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、宛先を明記した返信用封筒（角形2号）に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。

また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページ（下記ホームページアドレス）から取得することも可能である。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kaikeikensa/20chousya.html>

6 申請の時期

平成29年2月28日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

7 資格審査結果の通知

庁舎等管理業務入札参加資格を有すると決定したときは、庁舎等管理業務入札参加資格承認通知書により通知する。

8 資格の有効期間

庁舎等管理業務入札参加資格決定の日から平成29年2月28日までとする。

なお、平成29年3月1日以降有効な資格については、別途公告する。

9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話025-280-5490（直通）

病院局告示

◎新潟県病院局告示第3号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第9条の2の規定により、収入の納付について代理納付させるため、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成28年4月1日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

1 指定した事務

新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立十日町病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立坂町病院、新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンターにおいて、納入義務者に代わって診療費等の収入を納付する事務

2 指定代理納付者の住所及び名称

- (1) 東京都文京区本郷3丁目33番5号

三菱UFJニコス株式会社

- (2) 東京都港区南青山5丁目1番22号

株式会社ジェーシービー

3 指定期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第3号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市中央区	新潟大学医歯学総合病院	新潟市中央区 旭町通1丁目 754	新潟市中央区	新潟大学医歯学総合病院	新潟市中央区 旭町通1丁目 754
	県立がんセンター 新潟病院	新潟市中央区 川岸町2丁目 15-3		新潟通信病院	新潟市中央区 八千代2丁目 2-8
	(略)	(略)		県立がんセンター 新潟病院	新潟市中央区 川岸町2丁目 15-3
	介護老人保健施設 葵の園・新潟島	新潟市中央区 柳島町3丁目 18番地7		(略)	(略)
	新潟万代病院	新潟市中央区 八千代2丁目 2番8号		介護老人保健施設 葵の園・新潟島	新潟市中央区 柳島町3丁目 18番地7
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

監査委員公表

監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成28年4月1日

新潟県監査委員 野上 信子

新潟県監査委員 楡 井 辰 雄
新潟県監査委員 佐 藤 卓 之
新潟県監査委員 田 宮 強 志

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

新潟市北区横土居3767番地2 小柳 隆

2 請求の要旨

- (1) 警察本部警務部装備施設課は現県庁舎ができた当時から現在まで、新潟県警察庁舎1階司法記者室(170.17㎡)を第三者(司法記者クラブ)に無償で使用を許しているが、必要な手続を怠り、得べき費用等の徴収を怠っている。
- (2) 装備施設課へ司法記者室の庁舎使用実態を情報公開請求したところ、第三者に対して使用許可などの手続なく無償で貸し付けており、その使用者の素性を証するもの(会則など)を保有していない旨の行政文書非公開決定通知がされた。
- (3) 司法記者室は、使用する者が都合に合わせてブースに区切り、記者クラブ加盟14社(記者52名)が各々机等事務用品を備えて占有使用している。警察本部警務部広報広聴課は、それらの加盟各社名及び記者名簿を保有している。
- (4) 報道機関が行政財産を無償使用することは、行政府官庁通達(昭和33年1月7日)及び京都地裁判決(平成4年2月10日)などから正当である。
しかし、公有財産事務取扱規則の施行について(管財課長通知)では、行政財産である「新聞記者室等」を、目的内使用の施設であることを記すが、その施設を使用する者の特例(使用者の特定、手続の省略など)を規定したものではない。
- (5) 民法の使用貸借では民法595条(借用物の費用の負担)及び594条(借主による使用及び収益)の規定により、使用者は費用の負担及び使用収益の履行が必要である。
- (6) 装備施設課の司法記者室の使用許可に重大な瑕疵が存在しており、司法記者室の使用は、地方自治法、行政手続法に違反しており無効である。そのため、報道機関の警察庁舎使用は、判例等の特例に救済される理由がなく無効である。
- (7) よって、過去10年間に相当する使用料及び費用の合計金額55,247,170円を、無償使用者に請求せよ。

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成28年2月9日をもってこれを受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成28年3月4日、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、本件請求に係る補足説明が行われたが、請求の内容に変更を生じるものはないと判断した。

第3 監査の実施

1 監査の対象

司法記者室について、使用許可手続等をせず、使用者からの使用料及び光熱水費等実費を徴収しないことが財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

警察本部警務部広報広聴課、装備施設課

第4 監査の結果

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は、次のとおりである。

1 事実関係の確認

(1) 司法記者室の概要

住所：新潟市中央区新光町4-1 県庁警察庁舎1階の一部

面積：170.17㎡

公有財産上の位置づけは、行政財産に該当する。

(2) 設置目的

司法記者室は、報道機関を通じて警察広報活動を行うことにより、県民に対して警察広報・警察情報を迅速・的確に伝達することを目的に設置されている。中でも新聞、テレビ、ラジオのマスメディアは、県

民に警察広報を迅速かつ適時に伝達する手段として有効であり、県民にとっても有効かつ不可欠な広報媒体と言える。

(3) 利用者

司法記者室は、報道機関の記者に提供しているものであり、原則的には報道機関の記者であれば司法記者室を利用し得るが、警察本部各所属への取材活動を日常的・継続的に行っている報道機関で、「新潟県司法記者クラブ」加盟の記者に警察本部発行の報道関係者入庁証を交付の上、利用させている。

また、報道関係者入庁証の発行を受けている者以外の記者の利用は、限られたワーキングスペースであること、庁舎管理上の問題等から制限している。

(4) 司法記者室の使用実態

司法記者室は、報道機関各社が警察本部への取材活動の拠点としているほか、記者に対する報道発表連絡、記者発表（記者レク）、報道係からの連絡等に使用されている。

(5) 記者室の庁舎使用に係る県の規定

新潟県公有財産事務取扱規則（昭和48年3月30日新潟県規則第20号）の運用通知「新潟県公有財産事務取扱規則の施行について（昭和48年4月1日付け管第90号）」で「庁舎内に設置される新聞記者室等は、県の事務、事業の遂行のため施設を供するものであるから行政財産の目的外使用には該当しないものであること。」としている。

(6) 行政財産の目的外使用許可に関する法の規定

行政財産は、行政目的を達成するために必要な財産であるため、貸付け、交換、売払い等が原則的に禁止されているが、法第238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができるとされている。

2 監査対象機関の見解

(1) 目的外使用に当たらない理由

公共の情報である警察広報事項を迅速かつ広範に県民に伝達して県警察の警察活動を遂行するため、警察庁舎内に司法記者室を設置し、記者に使用させているものであり、目的内使用であると考えている。

記者室の使用が目的外使用に該当するか否かが争われた判例としては、平成4年2月10日の京都地裁判決で「記者室は、京都府の事務または事業の遂行のため京都府が施設を供するものであり、直ちに公用に供されているものといえるから、行政財産の目的内使用に当り、これが、行政財産を第三者に対し、目的外に使用させる場合に該当しないものと認められる。」と判示されている。

国の取扱いは、昭和33年1月7日付け大蔵省管財局長通達で「(新聞記者室)は、国の事務、事業の遂行のため、国が当該施設を提供するものであるから、この基準における使用収益とはみなさないことができる。」として、当該施設の使用は庁舎の目的外使用には当たらないとされている。

(2) 光熱水費等実費を徴収しない理由

県庁舎を使用する県職員から実費を徴収していないのと同様に、行政財産の目的内使用における使用者から実費を徴収する必要はないものとする。

また、新潟県の公有財産管理の事務を主管する総務管理部管財課の取扱いに基づき、行政財産の目的外使用には該当しないため、光熱水費等実費は徴収していない。

3 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象機関の見解を踏まえ、本件請求に対し、次のとおり判断する。また、判断に当たっては、法令の規定、判例及び国の取扱いを考慮した。

請求人の主張は、司法記者室を報道機関に無償で使用させていながら、その許可等必要な手続を怠っていることが行政手続法に違反しているため、報道機関に対し、使用料及び光熱水費等実費を請求することを求めていると解される。

行政財産は、行政目的を達成するために必要な財産であるため、貸付け、交換、売払い等が原則的に禁止されているが、法238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用の許可ができることとされている。

これを本件請求についてみると、司法記者室は公共の情報である警察広報事項を迅速かつ広範に県民に伝達し、県警察の警察活動を遂行する目的で県が直接公用に供しており、法238条の4第7項の規定にいう目的外使用には当たらないと認められる。また、司法記者室は、県が直接公用に供していることから、請求人の主張する使用貸借には該当せず、使用許可申請を提出させていない取扱いについて、手続を怠っているという請求人の主張には理由がない。

光熱水費等実費を徴収すべきという主張については、上記のとおり司法記者室は県が直接公用に供してい

ることから考えると、県庁舎を使用する県職員から実費を徴収していないのと同様に行政財産の目的内使用における使用者から実費を徴収する必要はないとする監査対象機関の考え方には、合理性が認められる。

以上のとおり、司法記者室について、財産の管理を怠る事実は認められなかった。

よって、請求人の主張については、理由がないものと判断する。

教育委員会規則

新潟県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

新潟県教育委員会

教育長 池田幸博

新潟県教育委員会規則第7号

新潟県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則

新潟県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年新潟県教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

新潟県教育委員会

教育長 池田幸博

新潟県教育委員会規則第8号

新潟県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則

新潟県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年新潟県教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新潟県教育委員会規則第6号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（平成元年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																																													
<p>別記 第27号様式（第9条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">有効期間更新申請書</p> <p>(略)</p> <p>2 修了又は履修した免許状更新講習</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>開設者</th> <th>修了(履修)年月日</th> <th>対象免許種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必修領域</td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>選択必修領域</td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>選択領域</td> <td></td> <td>年 月 日 年 月 日 年 月 日</td> <td>教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄</td> </tr> </tbody> </table> <p>第30号様式（第10条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">更新講習修了確認申請書</p> <p>(略)</p> <p>2 修了又は履修した免許状更新講習</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>開設者</th> <th>修了(履修)年月日</th> <th>対象免許種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必修領域</td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>選択必修領域</td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>選択領域</td> <td></td> <td>年 月 日 年 月 日 年 月 日</td> <td>教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄</td> </tr> </tbody> </table> <p>第31号様式（第10条関係）</p> <p>(略)</p> <p>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書</p> <p>(略)</p> <p>2 修了又は履修した免許状更新講習</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>開設者</th> <th>修了(履修)年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必修領域</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>選択必修領域</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>選択領域</td> <td></td> <td>年 月 日 年 月 日 年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種	必修領域		年 月 日	/	選択必修領域		年 月 日	/	選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄	事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種	必修領域		年 月 日	/	選択必修領域		年 月 日	/	選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄	事項	開設者	修了(履修)年月日	必修領域		年 月 日	選択必修領域		年 月 日	選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	<p>別記 第27号様式（第9条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">有効期間更新申請書</p> <p>(略)</p> <p>2 修了又は履修した免許状更新講習</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>開設者</th> <th>修了(履修)年月日</th> <th>対象免許種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項</td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項</td> <td></td> <td>年 月 日 年 月 日</td> <td>教・養・栄 教・養・栄</td> </tr> </tbody> </table> <p>第30号様式（第10条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">更新講習修了確認申請書</p> <p>(略)</p> <p>2 修了又は履修した免許状更新講習</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>開設者</th> <th>修了(履修)年月日</th> <th>対象免許種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項</td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項</td> <td></td> <td>年 月 日 年 月 日</td> <td>教・養・栄 教・養・栄</td> </tr> </tbody> </table> <p>第31号様式（第10条関係）</p> <p>(略)</p> <p>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書</p> <p>(略)</p> <p>2 修了又は履修した免許状更新講習</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>開設者</th> <th>修了(履修)年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項</td> <td></td> <td>年 月 日 年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種	教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	/	教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項		年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄	事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種	教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	/	教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項		年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄	事項	開設者	修了(履修)年月日	教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項		年 月 日 年 月 日
事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種																																																																											
必修領域		年 月 日	/																																																																											
選択必修領域		年 月 日	/																																																																											
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄																																																																											
事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種																																																																											
必修領域		年 月 日	/																																																																											
選択必修領域		年 月 日	/																																																																											
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄																																																																											
事項	開設者	修了(履修)年月日																																																																												
必修領域		年 月 日																																																																												
選択必修領域		年 月 日																																																																												
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日																																																																												
事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種																																																																											
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	/																																																																											
教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項		年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄																																																																											
事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種																																																																											
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	/																																																																											
教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項		年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄																																																																											
事項	開設者	修了(履修)年月日																																																																												
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日																																																																												
教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項		年 月 日 年 月 日																																																																												

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に基づいて提出された書類は、この規則に基づいて提出された書類とみなす。

労働委員会公告

調停申請について（公告）

平成28年3月14日、上越市環境衛生公社職員組合から、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第18条第3号の規定による調停申請があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第7条第2項及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第77条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年4月1日

新潟県労働委員会

会長 兒玉 武雄

- 1 関係当事者
組合側 上越市環境衛生公社職員組合
使用者側 一般財団法人 上越市環境衛生公社
- 2 関係公益事業 労働関係調整法第8条第1項第4号に規定する公衆衛生の事業
- 3 調停申請事項 一時金及び団体交渉促進